

アジールと中世イングランドの聖域について

磯貝桂子

目次

- 第一章 アジール
- アジールの機能と歴史
- 第二章 聖域
- イングランドの歴史と宗教
- イングランドの聖域 (sanctuary)
- 一般聖域と退国宣誓
- 特別聖域
- ヨークシャーのコロナーレ記録
- 聖域の衰退と廃絶
- 第三章 まとめ—世俗のアジールとアジールの行方
- 世俗のアジール
- 将来への展望

第一章 アジール

この論文で取り上げる時代は、自力救済を基本としていた時代である。つまり、生活能力のある者だけが様々な権利を所有し、近現代的な意味での公権力は微弱であった時代ということである。当時、生活能力のある者（一般には家父長）の下に人々は集合して生活していた。このような社会では個人という概念が存在しない。あらゆるものをして所有する長と呼ばれる者達のみが人間をも所有するのである。その最も小さい単位が家族であり、氏族、共同体、そして国家にまで発展していく。そしてそのように個人の概

念が存在しない社会においては、個人責任を問うことがない。それ故、犯罪が行われた場合に、結果だけが問題とされ、犯行に至る過程は省みられず、故意と過失の区別もなかった。つまり、平和を乱された現状のみが問題とされるのである。結果責任故に未遂犯は存在せず、既遂犯だけが犯罪人となっていた。そして国家が未発達あるいは弱体であるために、犯罪とはいえ、違法行為に対する近代的な意味での公的制裁という観念はなく、罪を罰する規定が存在したとは言い難かった。ただ現状を回復する義務は存在していた。従って、問題が起これば、当事者同士が双方でその解決に当たなければならなかつたのである。補償と報復は、権利侵害を受けた個人とその血族の請求によって強制されていたため、被害者側からの血讐(Fehde: フェード)の一種による残酷な復讐もしばしば行われた。このような状況の下で、現代の過失犯にあたる者は、避難所を必要としていた。この避難所が過去から存続しているアジールの制度と結合し、中世世界で非常に大きな役割を果していた。権力が分散している時代に、他の権力から身体や財産を含めた自分の権利を保護する一つの秩序として機能していたのである。

アジール (Asyle: 独、asile: 法) とはギリシア語の *Aoulou* を語源とし、英語では asylum (アサイラム) と言われる概念であり、日本では通常、不可侵の場を意味する「避難所」と訳される。つまり、そこへ逃げ込めば追跡者の手から免れられる場ということである。アジールの概念についての説明として、林毅氏の著作『西洋法史学の諸問題』より一部を転載する。

「前近代社会においては…中略…苛酷な制裁から犯罪人を保護する必要上、寺院や教会等の神聖な場所（聖域）、その他特定の場所が避難所とされ、そこに逃げ込んだ犯罪人は報復者の追究の手から守られるといふアジールの制度が形成されることになったのである。…中略…アジールによって与えられる保護の内容は、民族により、また時代によつても異なり、永久に追究から守るものから、しばらくの間かくまうにすぎないものにいたるまで、いろいろな種類があつた。」

この犯罪者や負債者の逃げ込み場としてのアジールが、近代国家が確立する以前にどのように機能していたか、そ

して国家の成立にどのような影響を及ぼしたかということについて、主に西欧の歴史的事実をふまえながら考察していきたい。

〔アジールの機能と歴史〕

原始社会では自然や神に対し常に恐れを抱いていたため、神聖な場所というものが存在していた。ここでの平和を乱したものは神の祟りがあるという呪術的な迷信によって支えられていた場所であり、それ故、よく逃げ込んだ者を保護するだけの力を帯びていたのである。このような単に呪術的な迷信が、次第に宗教として系統立って行き、それにつれて避難所としての神聖な場は制度化されて行く。

古代エジプトにおいては、祭壇や神殿およびその境内が避難所とされていた。神殿は高い城壁に囲まれていたため自由に入場することはできなかつたが、弱者と過失による犯罪人を保護したのである。たとえば、アスィロフエルネス王 (Assyrophernes) は息子の立像を建て、そこに逃亡してきた犯罪人に庇護を与え、またオシリス (Osiris) やアモン (Amon) の神殿、ナイル河口のトース (Toth) の神殿や、アトネ・マイオス王朝期には王の像のもとで、庇護が与

えられたという記録が残っている。⁽⁷⁾

古代イスラエルでは制度としてのアジールを発展させた。聖書の中にはアジールについていくつかの記述がなされている。聖なるものに触れている場合に保護される例と、ある領域に入れば保護される例がみられる。

後継者とされていた弟のソロモンの代わりに、ダビデ王の次の王座をねらったアドニヤは、ソロモンが王になったと知らざると、主の天幕の中の祭壇の角をつかみ、「ソロモン王がまず、このしもべを剣で殺さないと私に誓つてくださるようだ」と懇願した。アドニヤは許された。次に、アドニヤと共に謀反を企んだエブヤタルが祭司の職を王に罷免された時、やはりアドニヤを支持していたヨアブも祭壇の角をつかんだ。しかしヨアブは自分よりも正しく善良なアブネルとアマサに撃ちかかり、虐殺していただけに、聖域のアジールは適用されずその場で打ち取られた。適用には一定のルールがあったのである。⁽⁸⁾

神聖な場所であつても保護されない例は、モーセ (Moses) の法の中に定められている。

「人が、ほしいままに隣人を襲い、策略をめぐらして殺した場合、この者を、わたしの祭壇のところからでも連れ

出して殺さなければならぬ。」⁽¹¹⁾

主はモーセに、イスラエル人は「のがれの町」を定めるよう告げよ、と告げた。のがれの町とは、誤って人を殺した者がそこに逃げ込めば、復讐者の手から逃れられる場所である。これとしてヨルダン河の両側、西にはケデシュ、シュケム、ヘブロン、東にはベツエル、ラモテ、ゴランが定められた。そこに逃げられる殺人者は、以前から隣人を憎んでいたのではなく、知らずに殺した者である。

例として、木を切るために振り上げた斧の頭が飛び、一緒にいた人にぶつかり、死んだ場合は挙げられている。そして血の復讐者は、のがれの町へ行く前の殺人者を殺してはならない。その者は誤って人を殺したのであり、憎しみを持つていたのではないから死刑に当たらないとされる。⁽¹²⁾

そして、人を憎み、待ち伏せして襲いかかり死なせた場合は、これらの町の一つに逃げ込むことがあっても、町の長老達は人をやってその者を引き出し、血の復讐をする者の手に渡さなければならない。その者は死ななくてはならないのである。⁽¹³⁾

これらの町に逃げ込む方法と与えられる庇護は以下のよ

うなものである。その者は、その町の門の入口に立ち、その町の長老達に聞こえるように、その理由を述べる。受け入れられれば、その避難者は一つの場所を与えられ、彼らと共に住む。その者は会衆の前に立つて裁きを受けるまで、あるいはその時の聖なる油を注がれた大司祭が死ぬまで、その町に住まなければならない。それ故、もし大司祭が死ぬ前に逃げ込んだ町の境界から出て、その境界の外で血の復讐者に見つかって殺されても、復讐者に罪はないのである。また避難者は、大司祭の死後には自分の所有地に帰ることができる。⁽¹⁴⁾

このような庇護は、残酷な復讐を制限するために非常に有効な制度であったと言えるであろう。そしてこの規定がイスラエル人のみならず在住異国人、すなわち外国人に対しても適用されたことは、現代の政治的亡命に見出せるつながりとして興味深い。

ギリシア時代は、多くの神殿が庇護を与えた。⁽¹⁵⁾ プルタルコス(Plutarchus)によるとテーゼウス(Theseus)の祈禱堂が、奴隸や強力で残酷な人から逃げてきたような者にとっての避難所であった。⁽¹⁶⁾ 一般にギリシアの庇護は、法の厳格さを和らげる唯一の手段とされていたため、各都市国

家は、そこへ逃亡⁽¹⁸⁾してくる者のために神聖な避難所つまり聖域として神殿を所有していた。そして避難者は、不慮の災難と計画的な暴力行為の区別なく、簡単にその特権を享受できた。なぜならば神は最も衝撃的で憎悪する惡と罪の直接的なパトロンであり、教唆者であるとされていたた⁽¹⁹⁾め、支払い不能の債務者、逃亡奴隸、外国人を含む普通犯罪人、政治犯等にも庇護が与えられたのである。特権の行使には、守護像に触れていることを要するが、建物にも援用された。しかし、守護像に触れていることが最も確実な安全の保証であった。やがて聖域は祭壇や神殿だけではなく、英雄の墓所、神聖な森、都市とその周辺へと広がり、様々な場所に存在するようになつた。ある地方全体が避難所となる場合もあつた。なぜならば、ギリシアには複数の神が存在し、各都市はそれぞれ特定の神の保護のもとにあつたが、その神の力はその都市の内部に限られていたからである。またギリシアでは、他の都市国家にいる亡命者は、その者が侵犯したのではない法律によって処罰できないとする規則が一般に有効であったため、全ての亡命者は事実上の庇護を享受できたのである。聖域の数は増えたが、侵害されることも多かつたようである。⁽²⁰⁾

初めは、不幸な者に対してもうけられた庇護は、多くの場所で広い範囲の人々に与えられるようになり、次第に濫用され、犯罪を助長するようになつた。⁽²¹⁾

ローマの時代のアジールは、ギリシア時代ほど明確に成立しないながら、伝説によるとローマの創設者ロムルス (Romulus) は紀元前七五三年にローマを創設する時、空っぽの町を住民で埋めるためにアジールを宣言している。ア・シュラエオス (Asylaeus) の神殿と名付けた聖域を設け、全ての人を受け入れ、デルフォイ (Delphi) の神託によつて万人に庇護を保証したのである。プルタルコスは奴隸を主人に、債務者を債権者に、殺人犯を行政長官に渡すことなく全ての逃亡者を受け入れたと記述している。これは有害で悪徳なアジールであり、一旦ローマの建設が終了すると、神聖な制度とはみなされなくなつてしまつた。⁽²²⁾

アウグストゥス (Augustus: 在位前二七〇後一四年) の時代までに最も有名であったエフェソス (Ephesus) のダニアの神殿での庇護は廃止され、ティベリウス帝 (Tiberius: 在位一四〇三七年) は、聖域はひどく規範に反抗的で有害な影響を生じさせると批判し、従つてあらゆる場所の聖域を廃止すると述べた。しかし、廃止はせずに規制が

なされただけであったとタキトゥーム (Tacitus) が証言している。⁽²⁴⁾

ローマの裁判は、厳格に公益の原則を強調したので、宗教的感情に譲歩せず、武力でアジールへの逃亡者を取り戻した。ローマ人はギリシア人やイスラエル人とは異なり、庇護を暴力からの一時的な避難所ぐらいに考えていた。⁽²⁵⁾ それ故、アジールは、逃げ込む資格があるかどうかを問わず、最も不埒で不品行な者に対しても開かれていたのである。⁽²⁶⁾

ギリシア哲学の影響を受けた後期には、宗教的な庇護の存在も認められている。例えば逃亡奴隸は、神殿や皇帝の像の下において庇護を与えられ、兵士もローマの鷲や軍旗の下で庇護を与えられた。さらにローマの統治者や軍司令官は、政治的意図を持ってビーナスやジュピターの神殿に特權を与えた。その他、神聖な森、皇帝の墓所、ロムルスの像等が庇護を与え、その後、皇帝が法の象徴となるほど地位が絶対的に確立されると、その像も避難所となり、それに触れる者は誰でも不可侵とみなされた。⁽²⁷⁾ 紀元前四二年に建てられたカエサル (Caesar) の胸像にも庇護の特権が認められた。⁽²⁸⁾ 実際、アントニウス・ピウス帝 (Antonius

Pius : 在位一三八～一六一年) は、ローマのどんな属州においても、もし奴隸が神殿あるいは皇帝の像のところへ主張するよう命ずることができるとする法令を発している。⁽²⁹⁾ ローマでも古代社会と同様に、神聖冒瀆は神の怒りを招くという呪術的な思想も保持していたのである。しかし、皇帝はアジールの濫用による犯罪の助長を憂え、この範囲と運用をかなり制限した。⁽³⁰⁾

ローマは二重市民権を認めなかった。それ故、他の町からローマに移り定住する場合は、前の町の市民権を放棄させられ、ローマから他の町へ移り住めばローマの市民権を失うことになっていた。これは新設のラテン人植民地にローマ市民が移住する際に行われていたことだが、亡命という形式でも行われた。つまり市民身分に関わる重大犯罪の被告人として死刑を宣告されそうな者が、民会決議によって結論の確定する寸前に外国へ亡命し、それに伴ってローマ市民権を放棄し、判決を免れる方法も法的に正当なものとして認められていたのである。後には、既に判決を下された者に対しても適用されるようになった。これもアントニウス

ジールの一形態である。そしてほとんどの場合は、その者がローマに戻ってこられた時に、喪失した市民権も復権した。市民権の喪失は、自由の喪失と、それに伴う法的人格の喪失によって生じたのである。古いローマ民事法には債務不履行の債務者を奴隸として国外に売却する規定が存在し、またこれは重大な規律違反にも適用されていた。⁽³²⁾

ローマ帝国が衰退するにつれて、キリスト教会の力が次第に強まってきた。⁽³³⁾ キリスト教はギリシア、ローマの伝統的な多神教や、ローマの皇帝崇拜を認めなかつたために、しばしば迫害されたが、三世紀頃までには、下層市民や奴隸の間に広く普及し、上層部にも浸透したため、キリスト教迫害は帝国の統一の妨害になると考えられるようになつた。そして一二三一年、コンスタンティヌス帝 (Constantinus: 在位三二一四～三九五年) は、ミラノ勅令を発して、キリスト教を公認した。⁽³⁴⁾

初期のキリスト教は布教の手段として、原住民の宗教の一部であつた異教徒の神殿の特權を取り入れ、アジールを制度化していく。⁽³⁵⁾ 異教徒のアジールは、神への畏敬の念に基づいていたが、それをキリスト教会は懲悔によつてそこの者の魂を救い、改心させるものとして組み込んでいった。

アジールと中世イングランドの聖域について

生命や四肢が危険にさらされている犯罪者やその他の避難者がキリスト教の教会の構内で保護されるという慣習は、おそらく三一三年、コンスタンティヌス帝がキリスト教を公認した頃に出現した。キリスト教が国教となつてすぐ、教会によつて許可された保護は、寺院や古い帝国法の下での法令による断続的なアサイラム (asylum) よりも神聖で偉大なものとして人々に受け入れられた。⁽³⁶⁾

三四七年のサルディカの公会議では、残酷な方法により処罰された不幸な人を保護するために行つていた仲介が、教会の権利と義務として確認された。異教徒の神殿は教会の祭壇に、皇帝の像は十字架にと確実に変化していくのである。しかし、皇帝は常に教会のこの権利を認めていたわけではなく、皇帝の利益が問題とならなかつた場合や、仲介が法の形式をとつて行われた時のみ認めていた。

三九二年にテオドシウス大王 (Theodosius: 在位三七九年～三九五年) は教会の庇護の特権 (アジール) に関する法律を制定したと言われている。⁽⁴¹⁾ これはすでに認識されたものと説明し、規定するためのもので、グレゴリー・ナチアンゼン (Gregory Nazianzen) は聖バシリウスがポンスの統治者の暴力に対して聖堂へと逃げてきた一人の未亡人をいかにして保護したかということについて述べており、そして同様の事件が聖アンブロジウスのパウリヌスによつても報告されているのである。法令によると、初めは教会の中枢構造内部の聖堂が避難場所として認められた。⁽⁴²⁾ しかし三九八年には、テオドシウス大王の子アルカディウス帝 (Arcadius 在位三九五～四〇八年) がこの特権を一時廃止している。⁽⁴³⁾

現在、実在が確認できる最古のアジールに関する法令として、四三八年に発布されたテオドシウス二世のテオドシウス法典 (Theodosian Code) が知られている。初期のキリスト教会は流血を」とのほか嫌つたので、暴力を阻止する手立てが充分に用意されていた。⁽⁴⁴⁾ 聖職者は直ちに犯罪人 (避難者) と復讐を望んでいた者の間で仲介人になつた。

それ故、教会に逃げ込んだ避難者は仲介され、残酷な主人

から逃げてきた奴隸は保護され、投獄の恐れがある不運な債務者は和解が成立するまで一時的な庇護を許されたのである。これら全てが、公の行政や私法を抑制するということの他に、人々の心の中に人間の生命に対する崇敬を増進させ、神聖さと慈悲の思想を伴つた教会と信仰を組織化したに違いない。しかし、テオドシウス法典によると全ての人に対して特権が適用されたのではなく、公金を横領したり隠した者は、聖域の権利から除外されていた。⁽⁴⁵⁾ 他にも、借金を避けるためにキリスト教徒に改宗したようにみせかけたユダヤ人、異教徒、背教者も除外された。⁽⁴⁶⁾

テオドシウス法典は実際に教会の中にいる避難者に食料を供給することと宿泊することを禁じたが、教会の周囲や教会墓地にいる避難者に対してはこれを許した。これはテオドシウスの息子により聖域の教会を拡張するための主な理由として以下のように主張された。すなわち、人は神の存在する場所として教会内で食べたり宿したりすることを申し訳なく思うに違いない、そしてそのようなことは寛大なことでもないし、教会に対する敬意と崇敬もなくなつてしまふであろう、といふことである。⁽⁴⁷⁾

四四一年のオランジの公会議 (Council of Orange) は

聖域を求めてきた避難者は何人たりとも引き渡さるべきではないということを命じた。⁽⁵³⁾四五〇年頃にはテオドシウスの息子が、イムニテート (Immunität: 公吏不入権) の範囲は実際に、教会の壁の後ろから教会墓地あるいは主教、聖職者の家、回廊、中庭、教会に付属しない墓地も含む、その周囲にまで拡大されるという新しい法を作った。そしてこの法令は、教皇レオ (Leo: 在位四四〇～四六一年) によって確立されていた。⁽⁵⁴⁾また五一一年のオルレアンの教会会議 (Synod of Orleans) は特権を主教の居住と、建物の壁の後ろから三五歩の所までへと拡張した。⁽⁵⁵⁾教会の権威が高まるにつれて、公会議は庇護に関する教会の規則や帝国の制度を拡張したのである。

五三五年のヨスティニアヌス (Justinianus: 在位五二七～五六五年) の法典は、それまでの庇護に関する勅令を確認したものであるが、殺人者、姦通者、処女強姦者、誘拐犯等、当時の重罪犯人を聖域から除外していく。教会は、最初に保護を求める法律違反者の程度を区別することと困難であるといふことがわかつており、初期の頃は、故意の罪を犯した者と同様に、実際は謀殺の犯人である者に対する避難を拡張していたからである。

聖域を求めてきた避難者は何人たりとも引き渡さるべきではないことを命じた。⁽⁵⁶⁾四五〇年頃にはテオドシウスの息子が、イムニテート (Immunität: 公吏不入権) の範囲は実際に、教会の壁の後ろから教会墓地あるいは主教、聖職者の家、回廊、中庭、教会に付属しない墓地も含む、その周囲にまで拡大されるという新しい法を作った。そしてこの法令は、教皇レオ (Leo: 在位四四〇～四六一年) によって確立されていた。⁽⁵⁷⁾また五一一年のオルレアンの教会会議 (Synod of Orleans) は特権を主教の居住と、建物の壁の後ろから三五歩の所までへと拡張した。⁽⁵⁸⁾教会の権威が高まるにつれて、公会議は庇護に関する教会の規則や帝国の制度を拡張したのである。

有害な様式の聖域を創設したとされているボニファティウス五世 (Bonifatius: 在位六一九～六二五年) は、教会に逃げこんだ犯罪人はそこから力づくで連れ出さるべきではないと規定したため、教会は泥棒、強盗、殺人犯、尊属殺人等ありとあらゆる犯罪人の巣となってしまった。これをシクストゥス五世 (Sixtus: 在位一五八五～九〇年) は有害で悪徳であるとして、ローマの聖域の全てを抑圧した。⁽⁵⁹⁾

皇帝とボニファティウスは教会に聖域の特権を与えたのであるが、全ての教会に付与したという説とそれだけではなく当然に修道院にも付与したという説に分かれている。どちらにしても結果として教皇や大司教、主教によつて選ばれ、聖別された教会に限られ、小礼拝堂や個人的な教会堂は特権を享受できなかつた。この結果、教会間に差異が生じた。これは後のウィリアム征服王の法令で、修道院や教会へ避難した者を連れ出すために払う料金が異なつていたといふ事態の原因とも言えるであろう。

修道院も犯罪者にとってのアジールであつた。数種の修道院の中で最も社会的影響が大きい帝国修道院 (Reichskloster) は、国王の保護を受ける代わりに、国王に従属していた。つまり、大量の土地とイムニテートを国王が与え

るのである。修道院に与えられた自由とは、国王の支配を侵害することなく、修道院がその義務を果たせるようにするものであった。このことにより修道院は自治権を得、院内の人々の裁判は国王の公吏達ではなく、修道院 자체が行うようになつた。⁽⁵⁷⁾ こうして次第に修道院はアジールとしての機能を備えていたと考えられる。フランク王カールマノン (Karlmann: 没七五四年) は、政権を弟、小ピッピン (Pippin: 在位七五一～七六八年) に譲つた後、ベネディクト修道院の修道士となつたのであるが、身分を悟られぬよう殺人者になりました。このことからも修道院が犯罪者に対するアジールであったことがわかる。

目前に迫つた死刑から逃れ、贖罪をするために修道士になつた者もいた。⁽⁵⁸⁾ イングランドの例としては、一二八九年一月にペンチャム大司教 (Archbishop Pecharn) がロバート・マレット (Robert Malet) に当たる手紙の中で、次のよう述べている。「聖なる教会によつて、国王の意志によつて、シトー修道会の大修道院へ犯罪の後に改心者としてやつてみよとして逃げてきた殺人犯達、そのような悪人を、聖域によつて、秩序によつて、そして宗教的な慣習によつて救い、保障する。」⁽⁵⁹⁾

修道院は、監獄がわりに罪人を強制収容するよう命じられたこともあつた。主に政治犯が収容されたのであるが、修道院強制収容は通常死刑からの減刑であつた。⁽⁶⁰⁾ ローマ教皇は初期の頃、その特権と特典で、聖域に関して教会を甘やかしていた。そして権力者は教皇を大目に見ていた。このような状況が聖域の濫用を招いたのである。

ボニファティウス以後は、各々の主権者が聖域の主な指導者や管理をしていた。七四四年の小ピッpinの命令によれば、教会は法が死によつて罰せられるとしたような罪を犯した犯罪者のための保護権を持つべきではないとされている。⁽⁶¹⁾

グラーティアヌス教令集 (Decretum Gratiani: 一一四〇年) と教皇の小教令は、夜盗、公道での強盗、教会内で重大な犯罪を犯した者、ユダヤ教への改宗、決闘等、一定の犯罪を除く全ての犯罪人に對しての保護を許可した。⁽⁶²⁾ 教会は彼らに死あるいは四肢切断の刑を課さないという宣誓がないかぎり、全ての避難者の引渡しを拒んだ。皇帝との対立を避け、教会側が自制するようになると同時に、カノン法が法典化されるようになり、宗教的庇護に一つの規律をもたらしたのである。⁽⁶³⁾

キリスト教世界を通じて、聖域避難者は一般に、どんな

種類のものであつても武器を身につけて教会あるいは教会の構内に入ることができないという規定も存在した。⁽⁶⁸⁾

教会による庇護は近代国家が確立すると共に社会的に必要とされなくなつていった。しかしほとんどのヨーロッパ諸国において、宗教的庇護は国王の圧迫と教会の弁護を繰り返しながら、例外的なものとして長期間存続していた。

例えば、フランスでは一五一五年にルイ一二世 (Louis: 在位一四九八～一五一年) がパリの教会における庇護を制限しはじめ、次いで一五三九年八月一日にフランソワ一世 (François: 在位一五一五～四七年) がヴィレール・コトレ (Villers-Cotterets) の勅令を発して宗教的庇護の特権を廃止した。⁽⁶⁹⁾ 一五四七年にアンリ二世 (Henri: 在位一五四五九年) が発した勅令の中では、犯罪人は全ての教会や聖域で捕えられるとされていた。イギリスでは、ヘンリー七世 (Henry: 在位一四八五～一五八九年) の聖域の制限に続き、ヘンリー八世 (在位一五〇九～四七年) の廃止、次世代での復活、という繰り返しがあった。そして一六二五年に聖域と聖域の特権が議会の議決により廃止されたが、一六九六年まで存続したため、ジョージ一世 (George I: 在位一七一四～二七年) が一七二二年と二四年に再びその

廃止を確認した。スウェーデンでは一五二八年の法において庇護権に関する最後の言及がなされた。⁽⁷⁰⁾

国家が庇護の廃止や制限をするようになると、教会はこの問題に関するカノン法を一五九一年にグレゴリウス一世 (Gregorius: 在位一五九〇～九一年)、一七二二五年にベネディクトゥス一二世 (Benedictus: 在位一七二二四～二二〇年) が法典として成文化した。これらは墓地、教会の塔、聖職者の邸、神学校を含めて、教会、礼拝堂修道院等で庇護権を認めていた。そして神聖冒漬者は破門されたのである。その他に一七一年、一〇〇年にクレメンス一世 (Clemens I: 在位一七〇〇～一一年)、一七五〇年にベネディクトゥス一世 (Benedictus: 在位一七四〇～五八年)、一七五八年にクレメンス一世 (Clemens II: 在位一七五八～六九年) 等によつて、犯罪者の範囲を制限する勅令が発せられている。⁽⁷¹⁾

世俗と宗教の権力闘争は、イタリアとスペインで特に激しかつた。イタリアでは、一七四一年まで宗教的庇護は一般的に認められおり、サルデーニヤ王国では一八五〇年まで存続していた。スペインでは、一八三五年以降に法律が庇護を規制できるようになった。またゲルマン諸国では正式に廃止されるのが遅く、一七九四年にプロイセン、一八

〇四年にピュッテンベルク、一八一八年にバイエルン、そして一八七二年にザクセンの教会の庇護が廃止された。⁽¹⁾

一九世紀の半ばには、教会の庇護は姿を消したのである

が、カトリック教会は庇護の特権をなかなか放棄せず、一

八六九年一〇月一二日のセディス使徒教憲(Constitutio

Apostolicae Sedis)でピウス九世(Pius: 在位一八四六~七

八年)は、教皇が庇護権の侵犯者を破门する権利を有することを確認した。教皇は教会の首長だけではなく、国家の主権者としてその領土内で庇護を与えていたが、一八七〇

年に教皇領がイタリア王国に併合され、それ以後庇護権は否認された。一九一七年五月二七日にベネディクトゥス一

五世(在位一九一四~二二年)によって交付されたローマ教会法典では、破门の権利は失われたが、庇護権はわずかに認められた。一九二九年一月一日のラテラン条約(Lateran Treaty)は教皇の所在地区ヴァチカンを独立国とし、原則的には庇護権を回復する形式をとった。しかし

教皇庁は、イタリアに対して逃亡犯の引渡し義務を負い、またイタリアもヴァチカン市国で行われた犯罪を抑圧する義務を負っているので、伝統的な庇護権を放棄したといえる。⁽²⁾

現代の宗教的庇護としては一九三七年一〇月にイエルサレムの回教寺院で認められた例を挙げることができる。イギリス政府はバレスチナを分割するためにアラブ民族主義者の抵抗を弱める意図で戒厳令をしき、多数の指導者を逮捕した。愛國者として有名であった大司祭は逮捕を免れようとしてイエルサレムの回教寺院に逃げ込んだ。そしてイギリス軍はその寺院を聖域として尊重し、見張らせるだけで侵入しようとなかったため、大司祭は国外へ逃亡することに成功したのである。⁽³⁾

パナマのノリエガ将軍がヴァチカン大使館に政治的庇護を求めて逃げ込んだ事件が一九八九年一二月二十五日に発生した。大使館内は治外法権であり、米軍は手出しができない状態にあった。これはまさしく現代におけるアジールである。聖域として独立の権力として国家の内部に存在する場所とは何であるのか、その存在意義と歴史を解明していくべきだ。

注
(1) 林毅『西洋法史学の諸問題』敬文堂 一九七八年、五〇頁を参照。

(2) フェーデはある犯行が現行ではなく、一夜を越えて

発見された場合に実行された組織的復讐。自力救済によってジッペ（氏族）の名譽を回復することを目的としている。血讐（Buttrache）はこの一種で、ジッペの構成員が殺害された場合にこれを氏族全体への侵害として捉え、加害者の属するジッペの構成員を一名殺害する合法的復讐である。

(4) 阿部謹也『歴史と叙述—社会史への道—』人文書院

一九八五年、一六八頁。島田征夫『庇護権の研究』成文堂 一九八三年、一二頁、八三頁を参照。また二〇〇

文宣一九八三年一七頁ハ三頁を参照。またこの制度は世界中に存在するものであり、日本では「縁切り手」二名二三五二へ。詳細は、門野吉

「りき」がこれに当たるとされている。詩絵は網野善彦『増補 無縁・公外・樂—日本中世の自由と平和』

平凡社選書五八 一九八八年を参照。

一般的な捉え方として、一九八九年七月二日の朝日新

聞口曜版 “ふくらひの散歩 Political Asylum 関連
亡命= より一部を軒載する。

「…略、難民は「戦争や政治、宗教的迫害などの危険を逃れる」ため、主として二三ヶ国難民が主

危険を逃れるため住んでいた土地を離れたが、それが得なかつた人」を指す。英語では refugee、person

who flees from home or country to seek refuge elsewhere, as in a time of war or of political or

religious persecution 被定義了。refuge 或「避難所」……开始……」¹⁴ 政和「帝都」改称「中都」的命令。

政治小説の歴史

）林、前掲、一九頁以下を参照。

）島田、前掲、四頁を参照。

）島田、前掲、八頁を参照。

）穗積陳重「復讐と法律」岩波文庫 一九八一年、一四八頁以下。島田、前掲、九頁以下を参照。

）旧約聖書、列王記第一、一一一七以下を参照。

）旧約聖書、出エジプト記、一一一四を参照。

）下、聖書は新改訳聖書刊行会訳を使用。

）旧約聖書、列王記第一、一一一七以下を参照。

）旧約聖書、出エジプト記、一一一四を参照。

）旧約聖書、民数記三五一一～一五、申命記四五～四五、一九一一～一〇、三福音記一一〇～一九。

）一九一〇、一九一九、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九。セントスキー、野田良之、他訳「法の精神」トキワ出版

）岩波書店 一九八九年、第五部・五編三章、二九頁。

- Samuel Pegge, A Sketch of the History of the Asylum, or Sanctuary from its Origin to the Final Abolition of it in the Reign of James I, Archaeologia, vol. VIII, 1787, pp. 4ff.; N. M. Trenholme, The Right of Sanctuary in England, the University of Missouri Studies, vol. I, 1903, p. 3.
- (13) 亞約聖書、中世記 | 六一 | 一 | ~ | 三 | 参照。
- (14) 亞約聖書、民教記 | 六一 | 一 | ~ | 六 | 三八 | 参照 | ○—四一～六九参照。
- (15) 亞約聖書、民教記 | 六一 | 一 | 田 | 参照。
- (16) 處田' 前掲' | 三 | 頁。中ノトスヤノ一' 前掲' 簿 | 田 | 踏ノ田羅川海' | 一八 | 頁 | 参照。
- (17) Pegge, op. cit., p. 5f.
- (18) Trenholme, op. cit., p. 4; Pegge, op. cit., p. 10f.
- (19) Pegge, op. cit., p. 5f.
- (20) Pegge, op. cit., pp. 5ff.
- (21) Trenholme, op. cit., p. 5; Pegge, op. cit., p. 7.
- (22) 處田' 踏場' | 一九 | 頁 | 参照。
- (23) Pegge, op. cit., p. 9.
- (24) J. C. Cox, The Sanctuaries and Sanctuary Seekers of Mediaeval England, George Allen & Sons, 1911, p. 2. (エリュー Mediaeval E. ジュサム); Trenholme, op. cit., p. 5.
- (25) 處田' 踏場' | 一九 | 頁 | 参照。
- (26) Pegge, op. cit., p. 9.
- (27) 處田' 前掲' | 八 | 頁 | 参照。
- (28) 積穀' 前掲' | 五六 | 頁。島田' 前掲' | 八 | 頁 | 参照。
- (29) Trenholme, op. cit., p. 6.
- (30) Trenholme, op. cit., p. 6f.
- (31) 處田' 前掲' | 九 | 頁 | 参照。
- (32) 田・マニヤー 錦木 | 手稿『二一四人の國家と國家 踏場』東波書店 | 一九七八年' | 五 | 頁 | 参照。
- (33) 處田' 前掲' | 九 | 頁 | 参照。
- (34) 小鹿禪『西洋教会史』刀水書房 | 一九八六年' | 〇 | 頁 | 参照。
- (35) 處田' 前掲' | 九 | 頁 | Trenholme, op. cit., p. 7.
- (36) Cox, op. cit., p. 2.
- (37) 處田' 前掲' | 九 | 頁 | 参照。
- (38) 處田' 前掲' | 一〇 | 頁 | 参照。
- (39) Cox, op. cit., p. 2.
- (40) 處田' 前掲' | 〇 | 頁 | 参照。
- (41) 處田' 踏場' | 〇 | 頁 | Trenholme, op. cit., p. 7.
- (42) Cox, op. cit., p. 3.
- (43) Cox, op. cit., p. 3.
- (44) 處田' 踏場' | 〇 | 頁 | 参照。
- (45) Trenholme, op. cit., p. 8; Cox, op. cit., p. 3f.
- (46) Cox, op. cit., p. 4.
- (47) Trenholme, op. cit., p. 7.
- (48) Cox, op. cit., p. 4.
- (49) Cox, op. cit., p. 5.

- (50) Cox, op. cit., p. 4f.
- (51) Trenholme, op. cit., p. 9; Cox, op. cit., p. 5f.
- (52) 島田' 前掲' 1111頁を参照。
- (53) 島田' 前掲' 1111頁を参照。總積' 前掲' 1711頁を參照。
- (54) Cox, op. cit., p. 4.
- (55) Pegge, op. cit., p. 10f.
- (56) Pegge, op. cit., p. 12f.
- (57) クルバ・スルカーナ・ケラム 繩田収' 他訳『廿二
世紀聖地誌』廿二公讐社 一九八九年' 107頁を參照。
- (58) ケラム' 前掲' 105頁を参照。
- (59) ケラム' 前掲' 1110頁を参照。
- (60) 故心者は農作物を作るのと同様に、羊を飼育し、羊毛や布を織り、服や靴を製造する等の仕事をして
た。J. C. Cox, *The Sanctuaries and Sanctuary
Seekers of Yorkshire, Archaeological Journal*, vol. 68,
1911, p. 278, (スル Yorkshire へ警録)
- (61) ケラム' 前掲' 1111頁を参照。
- (62) Pegge, op. cit., p. 13.
- (63) Pegge, op. cit., p. 15f.
- (64) 島田' 前掲' 1111頁 Cox, Medieval E. p. 4f.
- (65) Cox, op. cit., p. 4.
- (66) Cox, op. cit., p. 5.
- (67) 穂積' 前掲' 157頁' 1711頁を参照。

(68) Trenholme, op. cit., p. 97; Sir William Holdsworth, *A History of English law*, vol. III, 5th ed., Methuen & CO Ltd., 1973, p. 307.; Egidio Reale, *Le Droit d'Asile, Recueil des Cours*, tome 68 (1938-1), p. 491.

(69) 島田' 前掲' 1111頁を参照。マウストウバーへセゼ
八世紀の後半から廃止されたんだ。Trenholme, op.
cit., p. 97.

- (70) 島田' 前掲' 1112頁を参照。
- (71) 島田' 前掲' 1112頁を参照。
- (72) 島田' 前掲' 1113頁を参照。
- (73) 島田' 前掲' 1114頁を参照。

第十一章 聖域

聖域 (sanctuary) は、一般には宗教的、世俗的や普通の世界から離れている神聖な場所と定義される。聖域は神聖視されるために、そこには留まる者は全て特別な保護を受けられる。⁽¹⁾ 神聖冒瀆は畏怖の心情から、あることは何かの権力によって厳しく禁止されたため、平和を保つ行為は許されない。それ故、聖域は古来より犯罪者を匿す場所、すなわち避難所とされた。この点において、聖域はアシールに備えるのである。ムサマヒ (M. André

Revile) の記述によると、ある場所は人間の罰から人間を保護する聖域として存在する、という原理は、キリスト教の所産でもないし、古代の遺物でもない。「しかし（アジールを）教会は改宗した異教徒が新しい信仰を受け入れたための制度としており、…中略…中世には王国の公法の一部となつた。」⁽²⁾のである。

ところが大陸において、犯罪に対して完全なイムニテートを約束した法は存在しなかつた。イギリスにおいては、アングローサクソン時代の法に現れており、そして征服者により引き継がれ、証聖王エドワード (Saint Edward the confessor: 在位 1042-1066) とウィリアム征服王 (William the Conqueror: 在位 1066-1087) の法に代表されるアングローハルマン時代の法の集成に現れている。また、一五世紀のイングランドでは聖域が消滅する過程が法により明確にされている。もともとイギリスにおいても、人は単に国王の刑罰から守られただけであり、別の方法によって罰せられた。しかし標準的な監獄は存在していなかつたので、ただ国外追放と財産没収の二者択一が刑罰として存在しただけである。⁽³⁾おそらくこの事実は聖域の制度に伴う退国宣誓の制度に関係していたのであらう。

退国宣誓については後述する。以上の以上より、アジールの研究において中世イングランドの聖域 (sanctuary) を考察することが重要な課題となるのである。

〔イングランドの歴史と宗教〕⁽⁴⁾

イギリス連合王国とアイルランド共和国の二つの国家が存在する現在のイギリスは、更にアイルランド、スコットランド、イングランド、ウェールズの四つに区分され、それぞれの地域が独自の歴史を持つ。古代、地中海世界が文明の中心という時代に、イギリスは全く異質な存在であった。中世になり、アルプス以北の西ヨーロッパが発展していく中、イギリスは海を隔てた島国であることから、大陸の影響を非常に受けたといえやはり独特な文化を育んでいた。そのイギリスの、特に中世のイングランドの聖域 (sanctuary) を研究するに当たって、まずはイングランドの歴史と宗教の変遷を簡単に述べてみる。

大陸と陸続きであった紀元前三世紀頃、オリエント文明で発展した農耕、牧畜が広がり、青銅器時代の初期にブリテン諸島が分離するまでは、様々な人種が移り住む。

紀元前七世紀頃、鉄器と共にやって来たケルト人 (Celts)

は、数世紀に亘って数度の移住を行う。そして紀元前一世紀半ば頃、アルプス以北の中・西部ヨーロッパに広く分布していたケルト人（ブリトン人：Briton）は、イングランドに侵入し、アイルランドにも渡った。彼らの社会組織はローマのような都市生活とは異なっていた。小部族や氏族毎に分立し、それぞれが独立した支配体系を持ち、部族民の集合する場として丘の上に砦を築いたのである。そして三階級に分けられた身分制度に基づき、多大な権威を持つ聖職者（ドリイド：Druid）と広大な土地を所有する戦士の二層が貴族を形成し、農民（平民）を支配した。⁽⁵⁾彼らは靈魂の不滅を信じ、自然（木、森、川、泉、湖水等）や動物（牛、馬、猪、熊等）を神聖なものとする多神教のドリイド教を信仰していた。⁽⁶⁾そこへローマ帝国の侵略（前五八～五一年カエサルのガリア遠征）が始まり、一世紀末にはイングランドとウェールズは帝国の属州（ブリタニア：Britania）となる。とはいっても、ケルト人の各部族国家のほとんどはギュイタース（civitas）としてそのまま存立することが認められていたので、完全にローマ化することはなかったのである。しかし、侵略に伴いローマ教会によるカトリックが伝来し、広く布教され、ケルト教会というものが成立した。

III、四世紀頃から、ブリタニアは過酷な収奪を繰り返す帝国に対して不満を持っていたが、五世紀初期、他民族の攻撃を原因としてついに帝国は撤退した。その後はケルト人自身の部族制が復活し、再び小部族王国が分立する状態となつたのである。しかし帝国が撤退した後もキリスト教だけはこの地に留まり、ローマ人未踏の地にも広まっていった。⁽⁷⁾

五世紀後期から六世紀初期にかけてアングロ族とサクソン族がイングランドに侵入し、七世紀初期までにはイングランドの大部分を支配した。そしてケルト人の部族を基本としながら、七王国（イースト・アングリア：East Anglia、ノーサンブリア：Northumbria、マーシア：Mercia、ヘセックス：Essex、サセックス：Sussex、ウェセックス：Wessex、ケント：Kent）を建設したのである。また、ゲルマン古来の自然崇拜的多神教の信仰から七王国建設地のケルト教会を破壊したため、スコットランドとアイルランドのケルト教会は大陸から疎遠になり、孤立した。その頃東方系の修道院の勢力が強まり、存続していたケルト教会に影響を与えたため、アイルランドとスコットランドの教会は半ば修道院化し、独自に発展し、イングランドまで伝道

するに至った。この頃の大陸は正統派教会が確立し、西方系の修道院も発達して⁽⁸⁾いた。ローマ教皇グレゴリウス一世 (Gregorius: 在位五九〇～六〇四年) は、当時の七王国を制覇していたケント王国の王妃ベルタ (Bertha) が正統派教会の信徒であったこと、またイングランドの教会は修道院の性格が強かったことを理由として、五九六年ローマのアンドレアス修道院長のアウグスティヌス (Augustinus: 在位?～六〇四年) を、修道士四〇人とともにケント王国に派遣した。エセルバート王 (Ethelbert: 在位五六〇年～六一六年) と民は改宗し、カンタベリー (Canterbury: ケントの城市) には教会堂が建立されたのである。西方系修道院を主軸とした正統派教会は北方へと伸展して行き、東方系の修道院を脅かし、次第に地位を固めてきた。そして分裂していた七王国の教区は統一されて、アングローサクソン教会が成立した。

九世紀初期に始まった北方系のゲルマン民族であるヴァイキング (テーン人) の侵入に対抗するため、ウェセックス王アルフレッド (Alfred the great: 在位八七一～九九年) は諸王国の統一を促進した。そしてハルワード長兄王 (Edward the Elder: 在位八九九～九二一年)、アセルスター

ハル (Aethelstan: 在位九二四～三九年)、ハルガード (Edgar the Peaceful: 九五九～七五年) 等を通して、⁽⁹⁾一〇世紀後期には諸王国は結集し、イングランド王国が誕生したのである。またヴァイキングの侵入は、戦闘を通じて元来貴族であった戦士の地位を向上させたため、社会の封建化も促進した。一一世紀頃には、国王を頂点として、大きな寄進を要求する聖職者と戦士が農民の上で支配し収奪するという封建社会が形成されたのである。一〇世紀の末、ヴァイキングは再び進撃を始め、一〇一六年にはデンマーク王カヌート (Canute: 在位一〇一七～三五年) がイングランドを征服してチーン王朝を開いた。初期のヴァイキングが異教徒故に豊かな教会や修道院を攻撃し、破壊と略奪を行ったのに対し、カヌートは異教徒ながら法典を整備し、教会の制度に注目した。イングランド、デンマーク、そして一時はノルウェーの王も兼ねていた彼はその帝国を維持するために、地理的にその中心を占め、また経済的にも潤いでいるイングランドから収奪するという目的があったのである。

宗教は様々な興隆があつたが、基本的にはヘンリー八世 (Henry) による英國国教会成立までローマ・カトリック

が支配的であった。そして、以上のことからわかるように、政治色の強い大陸の教皇支配の教会とは違い、イギリスの教会は修道院的性格が強く、自由の精神が保持されていたのである。

〔イングランドの聖域 (sanctuary)〕

聖域 (sanctuary) とは国王の令状が通用しない教会所属の場所である。⁽¹⁰⁾ これは教会が世俗裁判に対しても免除特権を持つていたことを示している。中世イングランドには二種類の聖域、すなわち特別聖域 (chartered sanctuary) と一般聖域 (common sanctuary) が存在していた。特別聖域とは、特別の権能を付与された大修道院や大聖堂及びその周辺のこととで、こゝへ逃げ込んだ者は、一生刑罰を受けずに留まることができたが、その非常に大きな権能故に、少数であつた。一般聖域とは、全ての聖別された修道院、教会、礼拝堂とその付近の墓地のことであり、非常に多数存在するが、こゝへ逃げ込んでも四〇日間だけしか留まれなかつた。四〇日経つと聖域の特権が消滅するとはいえ、強制的に連れ出されるわけではない。避難者に対する食料、飲料の供給が禁止されるだけである。そうなると避難者は

餓死するしかなかつたのであるが。⁽¹¹⁾ しかし、特別な譲与によって日数の延長は可能であったという記述もあり、あまり厳密なものではなかつたようである。

聖域を考察するに当たつて、キリスト教は非常に重大な要因となるが、それ以前の宗教には聖域が存在しなかつたのであらうか。キリスト教に改宗する以前のガリア、ブリタニアのドルイド教は、聖域 (sanctuary) の慣習を持たなかつた。木立や森は古代から非常に尊く神聖であるとされ、礼拝の場所としてだけではなく、崇拜の対象とされていた。そのような森が実際にイムニテートを与えられており、アジールになつていったという説もあるが、単に神聖な場であり、イムニテートはなかつたとする説と議論は分かれている。⁽¹²⁾

それでは、実際に聖域の存在を規定したとされている法令を擧げてみる。紀元前五〇〇年頃の統治者、ダンウォロ・モルムティアス (Dunwalllo Molmutius) のモルムティン法 (Molmutive Laws) は「神々の寺院は都市のように、そこへ敵から逃げてきたどんな避難者や犯罪者も保護するという聖域の特権を与える。農夫の耕作地のようなら、それらの寺院や都市へ行くための道もまた同様な特権を許さ

れる。そして、殺人と強盗によって行わられた残酷な行為は保護され、それらの犯人に対する与えられるいかなる暴力も振るわれることなく、全ての人は過ごすことができる。」と規定していると、モンマス (Monmouth) のジェフリーズ (G. Jeffreys) は述べている。しかし、その記述は疑わしい。当時のブリタニアにはほとんど耕作された土地はない、都市も存在していないかったのである。アルフレッド大王がこの法に基づいて法典を制定したということは有名であるが、フィクションとしか考えられず、大王はモーセの制度をふまえていたとするのが妥当である。⁽¹⁵⁾

一〇八年頃に勢力のあつたキリスト教徒のルシアス王 (Lucius) は、真偽の程は定かではないが、ウィンチエスター (Winchester) の教会に特権を授与したと言われている。そしてそれはローマ教皇の権威ではなく、王の権威に基づいた特権であるとされている。⁽¹⁶⁾

イングランドでは教会のアジールの権利はローマ帝国による征服の終り頃に実行されていたが、六世紀近くのイングランドの再改宗後までその証拠が存在しない。ケントのエセルバート王は五九七年に改宗し洗礼を受けるとすぐに入、最古と言われるアンダローサクソン法典を発布した。

教会の聖域は、これらの法令によって強力に規定された。すなわち、教会の平和 (frith) の暴力は王の平和の通常の侵害の二倍の罪であるとされていたのである。ローマの伝導師達が王に、国内全てのキリスト教の教会に影響を及ぼすような良い法律の制定を促したことは間違いないと言えよう。⁽¹⁷⁾

アンダローサクソン時代を通じて、刑罰によって王の臣民の一般的な安全の確保に関して責任のあるとされる王の平和と、自由に拡張された仁慈と慈悲による教会の平和の区別は、法と実務の双方によく現れた。他の種類の王家の平和も存在し、それによってより永続的な拡張されたイムニテートが、著名な聖人の聖堂の特別な神聖の印として、法律によって認められていた。しかし、その執行は完全に聖職者の手あるいは各大寺院の役人にまかされていた。イムニテートのこの形式は特別聖域として知られており、その働きは完全に地方自治的なものであった。特別聖域として知られるものの中で、特にベバリー (Beverley) とダラム (Durham) はその後も長い間注目された最も重要な例である。これらの聖域は、全ての聖別された教会とその構内に関係する聖域（一般聖域）とは全く別のものである

という点に注意しなくてはならない。⁽¹⁸⁾

六八〇年頃、ウェセックスのイナ王 (Ine) が、聖域への逃亡者に関して明白に規定した五章から成る法典を規定した。

その内容は、もし人が死にあたる重大な罪を犯し、そしてその後教会へ逃げ込んだならば、その者が有する権利として、その生命を保持し、快適に暮らせる、もし人がむち打ちの罪によつて教会へ逃げ込んだならば、その者に対するむち打ちは免除する、といふものである。しかし、法が保護を規定したとはいえ、避難者は聖域に逃げ込んでも償いを免れないため、彼の復讐者の無謀と憤激から保護されただけであった。そしてこのように教会に保護を約束させたことは、聖域の慣習と宗教の関係を明白にし、後に聖職者が王の権力に干渉する機会を与えたのである。⁽¹⁹⁾

八八七年アルフレッド大王は法典に加えて、教会の平和あるいは聖域に対し特別に指示した。不明箇所も多いが、聖域への逃亡者は七日間保護され、三〇日間一定の状態の下に置かれるということは、明示されている。この期間中に避難者を傷つけた者は誰でも、避難者を快適な状態にさせ、無礼の性質に対して障害に従つて補償をし、また教会の平和の侵害により避難者の親戚に対し一二〇シリ

ングの支払いをしなければならなかつた。「聖職者の家」の特別な聖域はアルフレッドの法によつてもまた認識されてゐるのである。⁽²⁰⁾

九三〇年にアセルスタン王が、王や聖職者あるいはどんな教会の聖域へでも逃げてきた窃盜犯あるいは強盗犯も九日間のイムニテートを持ち、大修道院長、セイン武士、エアルドルマンの聖域へ逃げ込んだ者は三日間のイムニテートを持つということを規定した。その期間中は、罪を犯した人は神聖で不可侵であるとされたのである。⁽²¹⁾

九四七年、エドガー王はラムゼー (Ramsey) の修道院に對し、聖域避難者に関する同様なイムニテートを与えた。当時はサクソンの王達により多くの特權が与えられたのであった。そしてこのような聖域に関する条例が、イングランドの教会のアジールを、より広範にそしてより一般的なものにしたのである。⁽²²⁾

エセルレッド王 (Ethelred: 在位九六八～一〇一六年) の法によると、重大な犯罪を犯して聖域へ逃げ込んだ者は死を免れるが、彼の犠牲者の生命に対し適正な贖罪金か補償金を支払うか、永久に監禁された。もし自分自身で支払

つける必要があり、決して盗みをしない、家畜を追い払わ
ない、あるいは刑罰に対して復讐しないという宣誓をしな
ければならなかつた。そして宣誓を破ると、次に聖域とな
る場所は存在しなかつた。一〇一四年エセルレッドの下で
の後期の立法は、教会の平和への冒瀆に明確な等級をつ
け、最高の大寺院への冒瀆に対しては五ポンド、通常の大
寺院あるいは教会に対してはその中間程度、そして墓のな
い教会の領地に対してはわずか三〇シリングの罰金を課し
た。カヌートの法はこの法令と似たものであった。⁽²⁴⁾

証聖王エドワードの法の第六条に、殺人者も他の犯罪人
と同様な保護を受けると規定されていると言われてきた
が、この法は一二世紀のものであるとする見解もある。⁽²⁵⁾

ノルマン時代とその後の時代の立法が発展する前、アン
グローサクソン時代に起きた最悪の聖域冒瀆についての記
録がある。一〇〇四年、死刑の宣告を受けたデーヴン人達が
聖域としてオックスフォードの聖フライズワード (St.
Frideswide) の女子修道院へ逃げ込んだ。イングランド人
達が激怒し、修道院に火をつけたので、避難者達は焼死し
てしまつた。その後すぐに修道院再建と寄付金に関して充
分な賠償が行われた。⁽²⁶⁾

ウイリアム征服王のものとされているが、一二世紀のも
のと思われるアングローノルマン時代の法典において、エ
セルレッドとカヌートの聖域に関する立法から継続してい
る法令を見ることができる。⁽²⁷⁾ まず第一に教会の平和とイム
ニテートに関するもので、教会へ逃げ込んだ犯罪者を告発
するものは誰でも避難者の生命と四肢の安全を補償しなく
てはならないということを規定していた。避難者を暴力に
よつて大聖堂か大修道院から引きずり出した者は一〇〇シ
リング、教区教会からは七〇シリング、教会堂からは一〇
シリングの科料を支払わなければならなかつた。⁽²⁸⁾ イムニ
テートはまた司祭の家、中庭あるいは入口にまで拡張され
た。避難者は盜んだ財産を保有できず、もしそれを所持し
たままならば持ち主に返還しなければならなかつた。そし
て、犯罪人がしばしば教会や司祭の家へ行くような場合
は、その者はその州にいることを誓つてやめなければなら
ない、もし彼がその州に戻つてきても王の司法の承諾がな
い限り、誰も受け入れてはならない、という規定も存在し
た。⁽²⁹⁾ 退国宣誓 (abjuration of the realm) の形式の原型であ
るといえよう。

聖域避難者に関する最古の退国宣誓としての言及は一二

世紀に存在する⁽³²⁾。しかし、この場合は王国を去るというよりはむしろ州を去るというものであり、あまり重大なものではなかった。退国はアングローノルマン時代を起源とするイングランド独特のもので、アングローサクソン時代によく知られている法益剝奪^(outlawry)・社会追放の制度⁽³³⁾の発展の結果である。キリスト教世界を通じて、聖域へ逃亡したことの結果としての退国宣誓が優勢で、大陸のこのような習慣がイギリスへ伝わったとする説があるが、これは誤りであり、この制度は周囲を海で囲まれた島であるイギリスにおいてこそ発生したものであつて、それが大陸へ伝わったという認識が正当である。当時、社会追放は様々な犯罪に対する刑罰であり、國を離れることはなく所有物の没収も要求されていた。ニセルレッドとカヌートの法典においては法益被剝奪者^(outlaw)と追放された者^(banished man)はあるで同一であるように扱われていた。しかし、両者の間には明白な区別が存在する。法益剝奪の命令はイングランドの領土内で、適法に誰かに殺されたり狩られたりする者に対して一般に宣言されるものであり、他方は、逮捕された者を追放することができる、つまり領域を放棄することをその者に強制できるのと、いうもの

である。重大な犯罪を犯して司法から逃げてきた者は誰でも、規則として法益被剝奪者の宣言をさせられた。彼は法の保護の外に置かれ、彼の所有物は国王に没収された⁽³⁵⁾。彼はイングランドの国内では殺されたり狩られたりするかもしかつた、というのは法益被剝奪者を殺害しても罰を受けなかつたからである。他の王国にいる時だけ、彼は安全だつたのである。一方、退国は常に聖域逃亡者と類属していた。コロナーの面前での手続は法益剝奪よりもずっと簡単で速いものであり、そして退国宣誓をした者は一定の状況の下で、國を離れるための港へ逃げ込む間は神聖であるとされていたため、冒瀆することは禁じられていた⁽³⁶⁾。

退国宣誓の執行と記録を行つていた役人をコロナーローラン⁽³⁷⁾という。コロナーは、現在のイギリスにおいては、主として変死、埋蔵物等に関する一定の職務を有する地方役人のことであるが、中世イングランドにおいては種々の行政、司法権を委任されているシェリフ^(sheriff)、州長官^(shire master)に次ぐ職務を有しており、ヘンリー二世以後、大巡察の発展に伴い下準備をする役人が必要になつたために州を単位として置かれたのである。コロナーは地方名望家による名譽職ではあつたが、大巡察出席の費用としていく

わざかな報酬と、一五世紀の制定法で定められたやはりわずかな手数料の他は全くの無給であつたため、その広い職務をこなすにあたつて職権濫用による腐敗も存在した。近隣の人々が聖域避難者を監視する義務から早く逃れたいがためにコロナーハ退国宣誓を受理することの報酬として、また犯人が聖域から逃亡した事實を内密にしておくことの報酬として収賄をしたという例がある。⁽³⁹⁾ また、退国宣誓者の財産は全て、土地から身につけていた衣類までコロナーハ陪審を用いて評価、記録した後、国王のものとして没収されるので、動産は次の大巡察まで村落共同体に預けられたのだが、衣類の領横もかなり行わっていたのである。⁽⁴⁰⁾

コロナーハの記録は退国宣誓についての唯一の權威ある記録であり、退国宣誓者が国内で見出された時は、この記録に基づいて処刑された。それ故、コロナーハは退国宣誓についての全てを詳細に記録しなければならなかつた。⁽⁴¹⁾ 一三三〇年に、自分の意志ではなく捕虜としてイングランドへ戻った退国宣誓者の権利が認められなかつた事件も記録されている。⁽⁴²⁾

〔一般聖域と退国宣誓〕

ノルマン時代の法の下では、聖域の権利は王国が不穩になつた場合にしばしば用いられていた。なぜならば、避難できる期間が終了した時に、通常の教会への避難者を世俗裁判から保護するために正確な方法に訴える必要が生じたからである。裁判を受けることを断つた避難者、あるいはその起訴者によつて身の危険が生じるような避難者は、自国内の危険から保護される手段が確立されていない。それが、危険から逃れる方法として宣誓による領土の放棄、つまり退国宣誓という制度が確立したのである。⁽⁴³⁾

起源ははつきりしないが一二世紀の末にはコロナーハの存在が確認されていること、退国宣誓の原型も一二二〇、一三世紀には存在しているということから、この時期に二種類の聖域の区別が明確になったと思われる。退国宣誓が行われるのは、滞在できる期間が制限されている一般聖域へ逃げ込んだ場合だけで、特別聖域へ逃げ込んだ場合にはその必要がなかつた。特別聖域は通常の教会よりも高質のイムニテートを有してゐるため、避難者は教会によつて刑罰を課せられることなく、その住人として受け入れられたからである。⁽⁴⁴⁾

一般聖域に逃げ込んだ重罪犯人のとるべき方法は三つ存

在した。⁽⁴⁷⁾ 聖域を出て裁判を受ける、直ちに退国宣誓をする、とりあえず四〇日間過ごしてみるという方法である。

最後の方法は、逃亡を企てたが果たせず、四〇日経過後に改めて前述の二つの方法をとる場合と、経過後は餓死するという方法に分けられる。裁判を選ぶ者は、無実の者、恩赦の見込みのある者、偶発殺人や正当防衛による殺人を犯したが追跡の恐怖から聖域へ逃げ込んだ者など例外的な場合に限られる。餓死を選ぶ者もほとんどいなかった。逃亡は、成功すれば新たに四〇日間の保護を得ることができるし、特別聖域へ逃げ込めば、一生をそこで過ごすことができるということから選択する者が多いようと思われる。しかし実際は、逃亡を許すとその地方全体に罰金が課せられたこともあり、聖域自体が常に近隣の共同体に監視されていたためその成功率は低く、あまり実行する者はいなかつた。以上のことを考慮すると、退国宣誓を選択することが、一般的な方法であるといふことがわかる。

さて、退国宣誓はどのように行われたのであるか。まず手続きであるが、聖域に逃げ込んだ犯人の要求に応じて、コロナーにその事実を知らせる。この場合、犯人は死刑に値するような重罪(felony)であることが必要で、單

なる権利の侵害(trespass: 軽罪)に退国宣誓は適用されなかつた。コロナーは聖域すなわちその教会等へ行く前に、そこでの地方役人(主としてバイリフ: bailiff)に、犯人が逃げ込んだ時からコロナーが到着するまでの期間中、近隣の地方共同体を指揮して避難者が逃亡しないように監視するよう命ずる。そして到着した後は、一定の日を指定してその聖域に一定の人々を集めるよう命ずるのである。一定の人々とは、時と場所によつて異なり、一つは村落共同体だけの場合もあれば、四つの村落共同体に及ぶこともあるのだが、一二八四年のウェイルズ法(Edward I. Statutes Wallie)⁽⁴⁸⁾によれば、「近隣の良きかつ法に適った人々」ということである。

到着したコロナーは、避難者に裁判か退国宣誓か期限いっぱい留まるかということを選択させた。⁽⁴⁹⁾ 裁判を選択した者は、コロナーにより聖域から監獄へ送られる。滞在を希望した者は、たいていの場合退国宣誓をするのであるが、引き続きその近隣の共同体の監視下に置かれる。そして退国宣誓を選択した者は、コロナーによって速やかにその旨を受理され、執行される。退国宣誓の式は、通常は教会や修道院等の門で、コロナーと近隣の代表者達の面前で

行われる。犯人は犯罪の自白をし、その後に退国の宣誓を行う。宣誓の内容は以下のようなものである。すなわち、イングランド王国を離したら、国王の明示の許可（恩赦⁽⁵²⁾）がない限り二度と戻らないこと、定められた港へ向かい、重大な必要がある場合や宿泊する以外は公道から離れず、一ヵ所に一泊以上せず直行すること、もしこれに違反したら、重罪犯人として逮捕されるること、約束の期日までに港に到着したら、天候に妨げられない限り速やかに渡航の便を探し、見つからない場合には海を渡る意志の表明として毎日腰の上部がつかるまで海の中に歩いて行くこと、四〇日経過しても便が見つからない場合は港の聖域に再び入ること⁽⁵³⁾である。また公道を離れたり、港へ直行しなかつた場合は、その者が見つかった所の共同体の誰もがその者を重罪犯人として斬首する責任があった。それどころか誰もがそれを望み、州長官によつて実行されることを望んでいたとする記述もある。そして、退国宣誓者が港へ行く途中、神聖な場所から彼を引きずり出したような者は、重大な犯罪を犯したとされていた。

ところで退国とは正確な国王の領土と権力の放棄を必ずしも要せず、単にイングランドを離れることを意味したた

め、陸続きのスコットランドへ行くこともできた。それで、港が文字通りの港とは限らなかつたようである。港の選択権は、一三世紀前期までは退国宣誓者の権利、後期にはコロナーに決定権があると考えられるようになり、それを確認した制定法も存在する⁽⁵⁴⁾。そしてコロナーは夜の宿泊場も明白に指定して、いたのである。

ヨークシャー (Yorkshire) は海に接しており、多くの港があるにもかかわらず、ドーバー (Dover) が最もよくコロナーにより退国宣誓者に指定された。フランスやフランダルの岸へ最も近い港であったことがその理由とされている。他に、東の地区 (East Riding) ドーバー (Hull) を割当てられた例もある。またベラック (Berwick) を指定された場合は、海を渡る代わりにスコットランドへ追放されたと思われる。ユーベークは、ノーフォーク (Norfolk)、ケンブリッジ (Cambridge) のような近い場所と同様に、イングランドの中心の州であるダービー (Derby)、ノンティンガム (Nottingham)、ヘーリングボーン (Northampton)、レスター (Leicester) からも退国宣誓者が逃れていた。⁽⁵⁵⁾

ミークシアからユーベークは二七〇マイルの徒歩旅行である。通常は一二日間の日程を指定されたが、八〇四〇

日間のことをあいだ。⁽⁵³⁾ ロナーは犯罪者の年令や健康状態を考慮しなければならなかつたから、このよゐな差が生じたのである。退国宣誓者の五パーセントは女性であったといふ記録も存在する。⁽⁵⁴⁾ ところで八日間の日程ならば一日三三マイルのペースを持続せなければならぬが、これは現代のスポーツマンが整備された道路を歩くのならば可能であるというぐらい過酷なものである。⁽⁵⁵⁾ 同じロナーが退国宣誓者に対して、ある者には六日、別の者には二日あるいは五日の日数を与えていたことであつた。その日数に従つて旅をするという過酷さも刑罰にあてたと考へることもできる。例えば、一一九五年にノリッジ (Norwich) のロナーがある聖域避難者にポートマウス (Portsmouth) の港へ三週間で行くように命じたといふ、また別の場合にサウサンプトン (Southampton) の港へ一カ月で行くように命じたことである。ゲイトン (Gayton) の教会に逃げ込んでいたジョン・キペルノル (John Kiperloll) の退国宣誓に対して与えられた日程は一七〇マイルを四日間で行くといふのであり、これは完全に無理な日程であるから書記の間違いと詰えよう。⁽⁵⁶⁾

二人の盜人が、同じ教会で、似たような時期に、同罪に

より、同じロナーの面前で退国宣誓をしたことがあつた。この時、ロナーが身体の状態や年令を考慮したという事実が明白に現れている。一一六二年、一二〇シリング相当の馬を盗んだ罪でミルデンホール (Mildenhall) の教會へ逃げ込んだジョン・ドウ・ボーケンヘム (John de Bokenham) は、サフォーク (Suffolk) のロナーの面前で殿國宣誓をし、ヤーマス (Yarmouth) の港まで三日間で行くよう指定された。つまり一四日はセント・オード (Theford) で泊まり、二四日はノリッジ (Norwich)、そして三四日の夜に六〇マイル以上離れたヤーマスへ到着しなければならなかつた。そしてジョン・ドウ・チエルムスフォード (John de Chelmsford) は、六日間で到着するよう指定された。一四日はセント・オード、そして一四日にノリッジ、五四日はアクル (Acre)、そして六四日はヤーマス。前者は一日に二九マイル歩く」とを予想されてこに留まり、三四日はアトルボロー (Attleborough)、四日目にノリッジ、五四日はアクル (Acre)、そして六四日はヤーマス。前者は一日に二九マイル歩く」とを予想されているが、後者はその半分である。しかもノリッジからヤーマスまでは二一マイルしかないのである。⁽⁵⁷⁾

賢いロナーが、同じ教会へ避難してきた複数の犯罪人がお互ひをあてにして港へ行つたり、海を渡つたりしない

よう異なつた港を指定したといつてゐる。一三四五八年、三人の追いはぎがアムスベリー・ヒル (Amesbury Hill) へ向かう二人の商人から荷馬とかなり多くの貴重な布とベルベットを強奪した事件が起きた。彼らは発覚を恐れてウィルトニア (Wiltshire) のアムスベリー (Amesbury) の教会へ逃げ込み、告白し、退国宣誓をした。その結果コロナーは一人にプリマス (Plymouth)、もう一人にポートsmouth (Portsmouth)、そして最後の一人にブリストル (Bristol) の港をあてがつた。

退国宣誓の終了後は旅に出る。一般の旅行者と区別するため、初期の頃は木の十字架を持ち、特殊な服装をし、無帽、裸足で、それはあたかも絞首台へ行くかのような姿であった。⁽⁶⁷⁾ コロナーは公道まで退国宣誓者を連れて行き、そんで放したのである。⁽⁶⁸⁾

聖域の問題は、国家と教会の永遠の闘争を含んでゐる。中世社会の王権は、絶対的な権力として確立された近代国家とは異なり、様々な面で制約されていた。国家の頂点である国王が世俗生活において人々を支配しようとしていたのに対し、教会の頂点であるローマ教皇は宗教生活において既に人々を支配していたのである。それ故、犯罪者への制裁に関しても、教会は慈悲深く、少なくとも犯罪者の生命あるいは身体を救いたいと望むのにたいして、国家は不法行為者を罰することを望み、犯罪者が聖域へ逃げ込むことを嫌つたため、逃亡者を厳しく監視するよう教会に要請したのである。教会と国家の確執を表明した法令として、一三一五～一六年エドワード一世の、教会へ逃げ込んだ者と退国宣誓をした者の保護に関する規定が挙げられる。⁽⁶⁹⁾ その中に、牧師は退国宣誓を強要されないという規定も存在していた。聖職者の特権 (benefit of clergy) が叫ばれていたものの一つである。

聖職者の特権とは、教会裁判所だけが聖職者が犯した重罪を審理し处罚できるというものである。しかもソリでの審理はカノン法上の雪冤宣誓 (canonical compurgation) によるため、赦免される可能性も大きく、一般に世俗裁判所より軽い处罚が課せられた。世俗裁判所では一般的な死刑も教会裁判所では課すことができなかつたのである。教会裁判所が独立したのはノルマン人の征服以降であり、それ以前は聖職者も世俗の人も同一の裁判所で裁かれていた。聖職者の世俗裁判権からの免除特権は、ウイリアム征服王の勅令に明文上は全く規定されていない。しかし『ベ

ソリー一世の法』(Leges Henrici Primi) やは既に、聖職者はその上位の聖職者に裁かれるべきであると述べられて、そのことから、その存在が推測である。ところが、ブランタジネット王朝を開いたヘンリー一世は封建的中央集権国家を確立すると同時に、教会に対して高压的な態度に出た。⁽⁷⁾ そして聖職者の特権を制限するため、一一六四年のクラレンドン憲章(Constitutions of Clarendon)の中で、罪を犯した聖職者の裁判権を教会から国家へ移す」とつまり世俗裁判権と教会裁判権の境界と、宗教裁判所の管轄領域の限定を定めたのである。この憲章の目的は聖職を全て国家主権の下に置き、教皇の権威からの圧迫を防ぐことであった。それ故、国王の許可のない聖職者の出国禁止や、教皇ではない国王への上告等をも規定していた。これに反対したカンタベリ大司教のトマス・ベケット(Thomas à Becket)⁽⁷⁾ が殺害されたことは、全ヨーロッパと国王自身に影響を与えた。一一七二年ヘンリー一世は屈服し、一一七六年に自らクラレンドン憲章を撤回したため、聖職者は無条件で教会裁判所に裁かれることとなつた。その後イングランドの教会は宗教改革の時まで、国家から完全に独立していたのである。⁽⁷⁾

ソリー一世の法』(Leges Henrici Primi) やは既に、聖職者はその上位の聖職者に裁かれるべきであると述べられて、そのことから、その存在が推測である。ところが、ブランタジネット王朝を開いたヘンリー一世は封建的中央集権国家を確立すると同時に、教会に対して高压的な態度に出た。⁽⁷⁾ そして聖職者の特権を制限するため、一一六四年のクラレンドン憲章(Constitutions of Clarendon)の中で、罪を犯した聖職者の裁判権を教会から国家へ移す」とつまり世俗裁判権と教会裁判権の境界と、宗教裁判所の管轄領域の限定を定めたのである。この憲章の目的は聖職を全て国家主権の下に置き、教皇の権威からの圧迫を防ぐことであった。それ故、国王の許可のない聖職者の出国禁止や、教皇ではない国王への上告等をも規定していた。これに反対したカンタベリ大司教のトマス・ベケット(Thomas à Becket)⁽⁷⁾ が殺害されたことは、全ヨーロッパと国王自身に影響を与えた。一一七二年ヘンリー一世は屈服し、一一七六年に自らクラレンドン憲章を撤回したため、聖職者は無条件で教会裁判所に裁かれることとなつた。その後イングランドの教会は宗教改革の時まで、国家から完全に独立していたのである。⁽⁷⁾

一五世紀までに、聖職者の特権は有罪とされたあらゆる種類の者に主張されるようになつていていた。なぜならば、聖職者であるかどうかの判定は読む能力にまかされ、しかも聖書の決まりた一節を読むあるいは暗唱することで証明されたため、俗人が暗記し、聖職者として認められることが可能であつたからである。こうして聖職者の特権の世俗化が進めば進むほど、近代国家にとっては障害となつていつたのである。⁽⁷⁾

そこで制限が試みられた。読む能力だけで聖職者とみなされた俗人は、特権を一度しか利用できなかつた。一四九〇年にはこの制度を徹底すべく、烙印が利用され、殺人罪に対しては murderer の "M"、その他は thief の "T" が左手の親指に押されたのである。許可状か証明書によつて真に叙品された聖職者と判定された者にこの規定は適用されなかつた。

次に犯罪の適用対象を制限した。聖職者の特権は軽罪には適用されず、重罪の場合のみ適用されたが、聖域侵犯(sacrilege)は除外されていた。また、反逆罪(treason)には適用されなかつた上、聖職者も死刑を科せられたのである。聖職者による退国宣誓の問題はすでにエドワード一

世（在位一二七一～一三〇七年）の時代に障害を引き起^こして⁽⁷¹⁾いた。

ここでひどい聖域冒瀆として中世世界に非常に大きな影響⁽⁷²⁾を与えた、トマス・ベケットの殺害について述べる。一七〇年一二月二九日火曜日午後五時、カンタベリ大聖堂の内部にある聖ベネディクトの祭壇の正面で、トマス・ベケットは四人の完全武装した騎士に—騎士達は、王の腹立ちまぎれの言葉を真に受けた一剣で刺されると、卑怯かつ残忍な方法で殺害されたという事件である。トマス・ベケットは一五五年にカンタベリ大司教の推薦でヘンリー二世の大法官兼顧問となり、王を補佐しながら、王と教会の調停役までこなしていた。大司教の死後、ヘンリー

二世は教会に干渉し、ベケットをカンタベリ大司教に選ばせた。教会を王権下に置き権力の増大を計るうとする王と、教会の権威を守らうとする自分が対立するのは明らかであり、彼は辞退したが、聞き入れられず、就任したのである。王の意図と教会の権威は衝突し、クラレンドン憲章が施行されるに至つて、ついに王とベケットは対立してしまった。ベケットは一時はこの憲章に同意させられていたが撤回し、教皇に訴えようとして、国王の許可を得ずに大

〔特別聖域〕⁽⁸¹⁾

イングランド内の全特別聖域は、ダラムの聖カスバート（St. Cuthbert of Durham）の偉大な聖堂も例外ではなく、ベヴァリーの古来の大会堂に属していた。ベヴァリーの聖ヨハネの敬意に関する特別の特権は、聖ヨハネの遺骨をその当時二世紀に亘って保管していたことから、九三七年にアセルスタン王（Aethelstan：在位九二五～九四〇年）によって正式に与えられたのである。他と同様この場合において、追求と冒瀆からの安全は、実際の聖域からある一

定の距離に足を踏み入れた者全てに対し与えられた。その特権を冒瀆した者に対する罰金が科せられるが、聖なる場所に近づく程その額が上がった。避難所 (refuge) は、大会堂を中心に、半径約一マイル半へと拡張した。この重要な領域の内部には、外の境界と第二の境界と呼ばれる二つの境界が存在し、両方とも完全に刻まれた十字架によつて印を付けられていた。第三の境界は教会墓地あるいは境内の入口から始まり、第四の境界はネーヴの中の扉から、第五の境界はコア・スクリーンから、そして第六の境界は主祭壇と祭壇のそばの膝突き台あるいは石の椅子を含めた実際の聖職者席の中で、最も大きな保護が可能であった。罰金は聖域のこれら各々の段階での侵害に応じて八ポンドから一四四ポンドまで凄まじい差がつけられていた。しかし第六の禁域の内部の聖域を侵害したら、その者の攻撃は無益であると言われた。その罪は単に金銭で補償できるものではないとされていたからである。この極端な罰金の理由は、保存されていた聖餐を暴露することによる侮辱、祭壇に当然与えられるべき敬意、そしてさらに特別にベヴァリーの聖ヨハネの尊い身体の存在の三つとされてい⁸⁵た。

ベヴァリーの教会堂番人長のアルレッド (Alured) は避難者に関する詳細を多数書き残している。初期の一・二世紀半ば頃には、重大な罪を犯した避難者は、大会堂と町の役人に服従を誓う限り、ベヴァリーの中で生きることができたのである。また、一四七八年から一五三九年の間に永久のイムニテートを求め、教会と都市の権力者に服従の宣誓をした避難者の記録が大英博物館に現存している。これによると、この期間に聖域避難者として宣誓をした者は四九五人。逃亡の最多の理由は、借金によるもので二〇八人、次いで殺人と故殺が一八六人、残りの一〇一人は様々な重罪であった。身分も、騎士志願者、ジェントルマン、エアルドルマン、そしてヨーマンから農夫、労働者までと変化に富んでいた。彼らは、この六〇年間にイングランド各地から来ており、かなり遠いヨークシアからの割合が高い。ベヴァリーの町の記録によると、領域内の聖域避難者は自由になることは許されていないが、彼ら自身の工芸や商売に従事することは許可されており、ギルドのメンバーや役人になることさえあった。彼らに課せられている制限はナイフや短剣をも運び込めないということぐらいであつ

た⁽⁸⁶⁾。

ウェストミンスター(Westminster)の特別聖域の権利に関する様々な説が存在するが、その起源はストー(Stow)の『ロンドンの調査』(Survey of London)においてエドワード・セックスのセベルト王(Sebert)に与えられ、次にウェスト・サセックスのエドガーワード王に強められ、証聖王エドワードに更新し確立された。すなわち、避難者がどんな境遇であっても聖なる場へ逃げ込んで来たら、その者の生命、自由、身体は保証される。またこの特権は教会、教会墓地、そしてその境内に付属するものであり、各々の建物に付属しているのではないとされた。⁽⁸⁷⁾

特別聖域は一般聖域とは異なり、建物が聖域であるといふことはなかつたが、実際はかなり多くの修道院が聖域の権利を行使しており、ウェストミンスターでも大小様々な建物が古来より聖域として適用されていた。

リチャード二世の時代にウェストミンスターにおいては最初で最大の聖域冒瀆事件が起きた。⁽⁸⁸⁾ 一三六七年、エドワード黒太子のスペイン北部への従軍に奉仕していた二人の騎士、ロバート・ホーリー(Robert Hawley)とジョン・

シャクル(John Shacker)がナバラ(Najara)の戦いでデニア(Denia)のあら伯爵を捕虜とした。彼のために身代金が積まれ、彼の息子を人質として残すことによつて、伯爵は家へ帰ることを許された。しかしその身代金は届かず、息子は捕虜として取り残された。一三七八年、妻の権利としてカスティリヤ(Castile)の王であると主張したジョン・オブ・ガント(John of Gaunt)が伯爵の息子の釈放を要求したが、ホールイとシャクルが身代金なしでの釈放を拒んだため、彼らをロンドン塔に投獄してしまつた。しかし彼らは脱獄し、ウェストミンスターの聖域へ逃げ込んだ。彼らは教会の聖歌隊席の中へ逃げ込んで、より大きな安全を得ていたが、入場を強要するロンドン塔の治安官アラン・ボクサル(Alan Boxhall)と、五〇人の武装した男を連れられたラルフ・フェンル卿(Sir Ralph Ferrers)によって追われた。八月一日の聖タウリヌス(Taurinus)祭の大ミサの最中であった。その礼拝の場へ武器の音を響かせながら追跡者達が乱入した。シャクルはからうじて逃げ出せたが、ホーリーは殺人者達から逃げようとして聖歌隊席の周囲を二度まわっている間に剣で突かれ、ついに一二ヵ所も刺され、聖歌隊席への入口の北側にある聖職者席の前で倒

れて死んだ。彼と一緒に彼の従者と一人の修道士も死んだ。ホーリーイエは殉教者として認められ、南の袖廊に埋葬される名誉を得た。この事件は、特別な聖域の特権から切り離しても、非常に深い失望を起こさせた。四ヶ月間大寺院は全ての宗教的な儀式を行わず、議会の開会さえ、暴行の現場の近くで集まると汚れるという理由で、見合わされた。ボクサルとフェレルは破門されたが、ついに二〇〇ポンドという非常に重い罰金の支払いによって赦免された。もしジョンの権勢がなかつたら、おそらく彼らの生命は取上げられていたであろう。一方シャクルは彼の捕虜を諦めたが、身代金五〇〇マルクを取得し、その他毎年一〇〇マルクを支給されることになった。

一三七九年、議会は債務者による非常に大きな聖域の濫用を取り扱った。多くの債務者が利益を得るために聖域の特権を利用したからである。リチャード二世の法令は以下のことを規定した。友人等に所有物や土地の譲渡を偽造させ、そして特別聖域へ逃げ込み長期間留まり、詐欺や共謀により土地や所有物の利潤を享受している者がいる。それ故、債務者全員を調査し債権者に不正を行う者を抑制する必要がある。しかし、もしシェリフがそのような債権者が

特権を与えられた場所にいるために連れ出せないというのならば、五週間の間、週に一度聖域の門で、その者を指定した日に国王の裁判所に連れて行くために呼び出すと宣言すればよい、そして指定した日にその者あるいは代理人人が現れなかつた時は、その者の所有物と土地を処分することも含めた判決が彼らに言い渡される。⁽⁹¹⁾

【ヨークシアのコロナーの記録】

ヨークシアのコロナーの記録がロンドンの公文書館に現存しているそうであるが、その中からコックス (J. C. Cox) の論文は、聖域への避難の記録を明らかにしている。脱獄者は遠くの聖域へ避難する場合があるが、珍しいことではない。なぜならば、脱獄するとその都市の権力者は、いつでもその囚人を取り戻すと熱望したため、脱獄者が通過した町の住民にその役人と同じような責任を負わせたからである。それ故脱獄は広く知れ渡り、役人と同様に市民が聖域となる教会の周囲を警戒するので、手近な所に逃げ込みにくくなっていたのである。実例としては、二人の囚人がコルチエスター (Colchester) の監獄から逃亡し、大きな町中にある多くの聖域を無視して一五マイル

も離れたティップトリー (Tiptree) の教会に逃げ込んだ」と、一組の夫婦がドーチェスター (Dover) の監獄から逃亡し、その州から七マイルも離れた町の教会へ逃げ込んだ」と、ノーザンプトン城 (Northampton castle) の監獄から逃亡した二人の囚人が、六マイル北の教会の聖域でロナーに発見された等が挙げられる。⁽⁹⁴⁾ また脱獄者以外の者の記録も明らかにされている。

一二九三年二月二三日トゥバリー (Tutbury) 城の雜役夫であるウイリアム・デウ・レントン (William de Lentton) を殺害した牧師ウイリアム・デウ・ティニントン (William de Tynington) に王から恩赦が与えられた。トゥバリー城で監禁していた泥棒が夜に逃亡し、雜役夫はそれに対付くや否や泥棒の入境を防ごうとして教会へ行つた。

同じ目的で教会へ行つていた牧師を雜役夫はその泥棒と間違えて殴り怪我をさせ、牧師もまた雜役夫を泥棒と間違えて背後から頭を殴り、殺してしまつたのであつた。この珍しい事件はジョン・ベリィック (John de Berewyk)⁽⁹⁵⁾ の記録によつて明らかになると記されてゐる。

ハーフワード一世の時代には、不完全な記録ではあるが、一二〇〇年の聖域避難事件が記されている。一二八〇年、殺人に

よる有罪者がブラッドフィールド (Bradfield) の教会へ逃げ込んだ」と、一二九一年、強盗がハーシル (Hartill) の教会へ逃げ込んだことである。そして一二九三年には、退国宣誓に関わる事件があった。ロバート・フォックス (Robert Fox) の息子ヘンリー (Henry) は、所有物の中に盜馬があつたため逮捕された。彼はポンテフラクル (Pontefract) の莊園裁判所で、重罪犯人であると告白した。裁判所は彼を絞首刑にすると判決し、絞首台に近い場所で四つの村落共同体に監禁されるよう言い渡した。しかし、彼はそこへ行く途中に村民の監禁から逃亡し、その町の小修道院の教会へと逃げ込んだ。やがて退国宣誓をしたのであるが、彼の所持品は半マルク相当のものが見出されただけであった。

ハーフワード三世の治世においては、かなりの記録が残つてゐる。

一二四四年、聖十字架発見の祝日後の水曜日五月三日夜、サウス・フェリビー (South Ferriby) のジョン・ファンタ (John Fanton) と彼の兄弟のロバート (Robert) はカットン (Catton) の教会へ逃げ込み、聖ダンスタンの祝日の後の火曜日、五月十九日まで四つの村落カットン・ブ

アジールと中世イングランドの聖域について

リッジ (Catton Bridge)、ハンドバートン (Handburton)、フル・サットン (Full Sattton)、ニューブルトン (Newton) の住民は監禁されながら宿泊していた。その田ラルフ・ムーカ・ラスナルフ (Ralph de Lastel) とその村民達の面前で彼らはアン・ランブ (Anlaby) に宿泊する水曜日の強盗殺人犯であると告白した。そして五月二二日土曜日、聖ウイリアムの祝日の前にイングランドを退国する宣誓をして、ルーベーまで一日間の日程を与えられた。⁽²⁵⁾

一三四五五年八月一日日曜日、聖ペテロの鎖の祝日はマルビー (Maltby) の教区牧師の馬番ウィリアム・ドウ・マルビー (William de Maltby) がくノリー・バイコック (Henry Bycock) の頭を鉄がついた棒で殴り、バイコックは八月十五日水曜日、聖母マリア被昇天の祝日に死んだ。彼が死んだ日、ウィリアムはマルビーの巡回に逮捕さればンジー (Barmby) のロバート・ダイソン (Robert Dyson) や他の人に監禁されるため引き渡されたが、彼はやむを得ずノーマンズベリー (Normansby) の島トロベート (Robert) が司教座の聖ペテロの祝日後の木曜日二月二二日は自分の二歳の息子ジヨン (John) と三歳の娘エリザベス (Elizabeth) を殺害した。ロバートは捕まり、拘束され、ギーズボロー (Guisborough) へ連行され、聖ヨハネの誕生祭後の木曜日六月二四日までもりに留まつた。その日彼は分別を取り戻し、三ヶ月の城の監獄へ囚人として送られた。⁽²⁶⁾

一三四五五年四月二五日月曜日、聖マルコの祝日はサウブル・チャーチ (Full Sattton) のジョン・トロア (John Shortbody) のせんかで、ウイリアムは胸部をジヨンに長いナイフで刺され即死した。ジョンはすぐにサウブル・チャーチへ逃亡した。彼は二ヶ月の価値があるそなナイフ以外は、所持品を何も持っていないなかつた。次の火曜日は、ラルフ・ムーカ・ラスナルフ (Ralph de Lastel) が監審の面前で、彼は告白して、退国宣誓をして、ルーベーまで一日間の日程を与えられた。⁽²⁷⁾

一三四七年に起きた大変珍しい事件。ノヤンホール (Commondale) に住むエレン・ムーカ・ノルマニア (Ellen de Normania) の島トロベート (Robert) が司教座の聖ペテロの祝日後木曜日二月二二日は自分の二歳の息子ジヨン (John) と三歳の娘エリザベス (Elizabeth) を殺害した。ロバートは捕まり、拘束され、ギーズボロー (Guisborough) へ連行され、聖ヨハネの誕生祭後の木曜日六月二四日までもりに留まつた。その日彼は分別を取り戻し、三ヶ月の城の監獄へ囚人として送られた。⁽²⁸⁾

一三四七年、殉教者聖トマスの生昇天の日後の月曜日七

月七日、ウィリアム・リチャード (William Richard) はリーズ (Leeds) の教会へ逃げ込み、次の火曜日まで留まり、リーズのコロナー、トマス・ゲイ (Thomas Gayte) の面前で、一四年前エグボロー (Egburgh) のケッシングヘンスの価値がある干し草を盗み、ケリン (Kellington) の教区牧師のジョン (John) から三〇シリングの価値がある雄牛を二頭盗み、そして今でもありられた泥棒であると告白した。そしてドーバー (Dover) 一〇日間の日程が与えられた。⁽¹⁴⁾

一三四八年には、ベガアリー近郊のチャーリー・バートン (Cherry Burton) の教会の聖域に避難して、殺人犯が、チーハー・バーク (Charles Barke)、バートン (Bishop Burton)、ウォーキントン (Walkington) 他、町の人々の監禁にもかかわらず逃げ出した事件が起きた。⁽¹⁵⁾

三一クの教区教会では一三四九年から一三五九年の間に聖域への避難が一二二件もあった。七件は殺人、残りは強盗によるものである。重大な事件としては、礼拝堂付き牧師ステファン・ドウ・バーク (Stephen de Burton) は聖ローレンス教会 (the church of St. Laurence) の教皇代理司教アルデン (Aldane) を殺害したが、彼は被害者である

教皇代理司教の教会の内部で聖域を主張し、退国宣誓が認められたことが挙げられる。⁽¹⁶⁾

一三六四年の四月三日、ボイントン (Boynton) やミドルトン (Middleton) の教会内の独房に居た車大工ウィリアム (William) は三月一日、八ペニスの価値のある斧でボイントンのジョン・スマス (John Smyth) を殺したと告白した。彼は退国宣誓をして、一三五日間ダービーリックの港へ到着するよう判決を下された。ボイントンのジョン・カー (John Carr) はけんかに参加し、ジョン・スマスの頭上の口を壊したため、スマスが脅えてカーニナイフを向け、その時、ウィリアムがスマスの頭へ斧を打ち下ろした。カーナスをミドルトンの教会まで送り出し、そしてそのまま一一日間留まつたが、ボイントンの善良な人々の様々な忠告によってその教会を離れた。五シリングの価値があった彼の所持品は没収された。⁽¹⁷⁾

一三六五年、み生けの祭日後の月曜日四月六日、ジョン・タネル (John Tunell) はカーキントン (Kirklington) の教会へ逃げ込み、次週の金曜日はコロナーのトマス・ドウ・ロクトン (Thomas de Lokton) の権威下、一三六四年の復活祭後の金曜日アッピルビー (Appleby) は、そこの

看守のジョン・スニス (John de Smyth) を殺害したと告白した。彼はそこから二日間の日程を与えられた。⁽¹⁵⁾

一三六六年の六月一二日、スカーボロー (Scarborough) の肉屋ジョン・フォックス (John Fox) が、トゥイング (Thwing) の教会へ逃げ込み、二シリングの価値のある羊二頭を盗んだと告白した。退国宣誓に関してそこから二日間の日程を与えられた。⁽¹⁶⁾

バーエド一一日間の日数が与えられた。⁽¹⁷⁾

一三六七年にスナイス (Snaith) の教会で、九シリングの価値のある、一着は羊毛、もう一着はベルベットでもある修道士のフード付外套を盗んだと告白した男は、ハルのハルトン (Elton) のジョン・スニス・ブライ頓 (John de Brigham) を棍棒で悪意を持って計画的に殺害して教会へ逃げ込んだ。ロナーは彼にペリックまで六日間で行くよう命じた。一三七二年にヘロンゲイト (Herongate) のリチャード・クーパー (Richard Couper) が妻マーガレット (Margaret) の頭を棍棒で殴打して殺害した時は、ラント (Langtoft) のジョン・ピンダー (John Pinder) が、エルトン (Elton) のジョン・スニス・ブライ頓 (John de Brigham) を棍棒で悪意を持って計画的に殺害して教会へ逃げ込んだ。ロナーは彼にペリックまで六日間で行くよう命じた。⁽¹⁸⁾

一三六九年の四旬節第二週の水曜日、おそらく一月一二五日間にスティ芬・ブルッキン (Stephen de Burghling) は、ウォルトン (Whorlton) の教会の聖域へ逃げ込んだ。ロナーのウィリアム・スニス・ブライ頓 (William de Lattenby) の面前で強盜であることを認め、特に、その前に十二歳のジョン・ワグワース (Thirsk) ジョン・ワグワース (John Wagstaffe) から八シリング相当のチャリタベントと毛布、モゼリー (Osmotherley) が売り、そこで治安判事に逮捕され、またゾーラルビー (Thorarby) が二一マイルのサブチューリックも売ったと告白した。彼は三日間でペリックの港に行くように、すなわち一里に約三〇マイル歩くよう指定された。

一三七一年の三月一日、おそらく五月一二五日間にラント (Langtoft) のジョン・スニス・ブライ頓 (John Pinder) は、エルトン (Elton) のジョン・スニス・ブライ頓 (John de Brigham) を棍棒で悪意を持って計画的に殺害して教会へ逃げ込んだ。ロナーは彼にペリックまで六日間で行くよう命じた。一三七二年にヘロンゲイト (Herongate) のリチャード・クーパー (Richard Couper) が妻マーガレット (Margaret) の頭を棍棒で殴打して殺害した時は、ラント (Langtoft) の国境に数マイルも近いのにもかかわらず、サルトン (Salton) の教会からペリックまで一〇日間の日程が与えられた。⁽¹⁹⁾

一三七五年、二〇シリング相当の馬を盗んだために州の南西部のワズワース (Wadsworth) の教会で聖域を主張し

ていたウィリアム・デウ・ベグレー (William de Bagley)⁽³⁾ は、八日間でドーベーへ行くよう命じられた。

一三七六年、一〇年前の殺人の告白と並んで珍しい事件が起きた。聖マタイの祝日後の水曜日九月二一日にクリーブランズ (Cleveland) のミドルズブルー (Middlesbrough) に住み、ダラムの同教の職員 (トマス・チャーチ・ショーナウ・チャーチ・リング (Matthew de Felyng) の息子アダム (Adam)⁽⁴⁾ 別名アダム・チャップマン (Chapman)、あるいはアダム・ブレイク (Blake) はホール (Howden) の特別行政区のペイリフの監禁を逃れ、教会へ逃亡した。ロナー、ジョン・ドゥ・ポホー (John de Pothowe) の面前で、自分は重罪犯人であり、特に一三六七年の聖ベルトルメオの祝日八月二十四日のノースアートン (Northallerton) のジョン・ドール (John Dole) 殺害の責があると告白した。彼は聖ルカの祝日後の月曜日一〇月一八日に退国宣誓をし、キングストン・オン・ヘル (Kingston-on-Hull) の港へ三日で行くように命じられた。⁽⁵⁾

ロナーの記録はリチャード一世の統治時代の初期一六年間の記録も含んでいる。

一三七八年、聖母マリア被昇天の祝日八月一五日後、九年前、ヒューグゲート (Huggate) が金の指輪を盗んだと金曜日、スカーボロー (Scarborough) のリチャード・バーカー (Richard Barker) は、リチャード・ホーリー (Richard Honyman) を殺害し、ウォルトン (Walton) の教会の聖域に避難する前に五、六週間隠れていた。そして一〇月一一日の「カエル祭前の金曜日」に退国宣誓をした。キンギストン・オン・ヘルの港を指定されたが、そんく行くあやの日数は記述されていない。⁽⁶⁾

一三八五年一〇月二五日、ガブリーの聖ヨハネ生昇天の日、ジョン・ホール (John del Ile) はオットリントン (Ottrington) の教会へ逃げ込み、グリスソープ (Griswold) ドリシヨング大ペニス相当の馬を盗んだ重罪人であると自分自身で認めた。ロナーはオットリントンの市民と近隣の三つの村落共同体に彼の保護を委任した。そして彼は諸聖人の祝日後の水曜日に退国宣誓をし、ベリックの港を指定された。⁽⁷⁾

一三八七年八月一九日洗礼者聖ヨハネ斬首の記念日後の月曜日、ナモンクーン (Nummonkton) のアダム・フロスト (Adam Frost) がボイントンの教会へ逃げ込み、次の日曜日聖母マリアの誕生祭の前九月八日まで留まつた。彼は

告白し、キングストン・オン・ハルの港を指定された。⁽¹⁵⁾

また別の記録によれば、一三八七年、聖キャサリンの祝日⁽¹⁶⁾一月二五日前の金曜日、リチャード・デウ・チャーチ・ヒュステン (Richard de Cherchestane) はモーグーのカルメル修道会の教會へ逃げ込み、ロナーのジョン・デウ・バーク (John de Burton) の面前で聖マーカエルの祝日前の月曜日ミランカスター (Lancaster) ドーム・ドウ・ミドルトン (Thomas de Middleton) を殺害したと告白した。この場合は教會の特権があると主張した。しかし彼は自分の意思で教會を離れ、ヘンリー・ウェイノン (Henry Weynon)、ジョン・スティーリントン (John de Stylyngton) やチャーチ・レウ・リバーチャム (William de Levesham) に連行され、町のバイリフにより監獄に入れられた。ロナーは、次に監獄を離れて王の裁判を受けた。時まで、避難者の身体を損なわないよう彼を安全に保護するという訓示をバイリフに要求した。

この記録には、二人の殺人者の引渡しに関する事件が記録されているが、どうゆく告白するまで異常に長く聖域に滞在している。しかし七月二〇日から一月二十五日まで四ヶ月も滞在したとは考えられず、おそらく聖母マリアの祝日

を聖キャサリンの祝日と誤って記載したものと思われる。

正しくは以下の通りであろう。一三八五年聖マーガレットの祝日前の日曜日、デルビー (Derby) のジョン・デル・シクネス (John del Thynnes) ルゲート (Mickleigate) の聖マルティヌスの教会へ逃げ込んだ。そしてその日二二本の剣でエドモンド・ジフホーリー (Edmund Gifford) ジョン・ジフホーリー (John Gifford) を殺害したとロナーのジョン・デウ・バーク (John de Burton) の前に告白した。聖母マリア被昇天の日八月一日前 (August 1) の水曜日に、二人は退国宣誓をし、バーべー (Barber) 五日で行くように指定された。

指定された港へ向って、公道を進んでいた退国宣誓者が斬首された事件の記録もある。⁽¹⁷⁾ 一二七九年、ナリスボロー (Knaresborough) の特権でバーク (Burton) において退国宣誓を許された殺人犯が、港へ行く途中に公道から離れ、正当に斬首された。一二九三年の記録では、ジョン・バックス (John Bucks) の息子ジョンが、ハーヴィル (Hartshill) の教会に逃げ込み、六八シリング二ペニス相当のものを盗んだと告白した。退国宣誓後、指定された

ドーベーに向かうと、トマス・サウソネリー (Thomas Sauthonery)、ジョン・ドゥ・ガンセル (John de Gonsel) 他、以前彼と争いをおこした二人の男に追跡された。彼らは公道からジョンを引きずりだし、王の平和に反して斬首した。陪審はその男達自身が重罪犯人であり、ノッティンガム (Nottingham)⁽³²⁾ 州において強盗を犯したところとを証明した。

〔聖域の衰退と廃絶〕

以上のように数多くの実例が存在するにも関わらず、社会の中央集権化が進むにつれて国王はその権力の絶対化を図り、次第に聖域を不便な障害物と見るようにになった。⁽³³⁾ 領土内に治外法権の場が存在するのは、その意図を妨げるとしてしかなかったのである。

また、十五世紀頃の国王は政治犯の shelter (避難所) を与える際に、教会の特権について余り敬意をはらわなくなつた。十五世紀イングランドにおける聖域の衰退の主な原因はここにあるのである。ヘンリー七世は、一四八二年にインノケンティウス八世 (Innocentius: 在位一四八四—九二年)、一四九四年にアレクサンダー六世 (Alexander:

在位一四九二—一五〇三)、一五〇三年にヨリウス二世 (Julius: 在位一五〇三—一三) からそれとされられたローマ教皇の大勅書によって、実質的に聖域から除外する法律違反者の数を増加すること、とりわけあらゆる形式の大逆罪のみならず反逆罪の疑いがある者でさえも聖域から排除することをもくろんだ。こうして犠牲者は聖域から追われ、ヘンリー七世の手に落ちた。そしてすぐ後にはヘンリー八世がイングランドの特別聖域と一般聖域の特権の廢止を明らかにした。⁽³⁴⁾

ちょうどその頃、反逆犯に聖域の特権が否認された事件が起きた。聖域に聖書の制限が課されたのである。⁽³⁵⁾ 一四八六年四月、ボズワース (Bothworth) の戦いの後、コルチエスター (Colchester) の聖域に逃げ込んでいたスタッ福德 (Humphrey Stafford) は、謀反をもくろみそこから出た。謀反が失敗すると、今度は特別聖域とされるオックスフォードの近くのカラン (Culham) 修道院に逃げ込んだ。しかし彼はそこから強制的に連行され、国王裁判所で裁かれることになった。彼は聖域の特権を主張した。その特別聖域の特権保有者たるアビングドン (Abingdon) 大修道院長は、教皇からの特許譲渡とその使用慣行は示したが、大

巡察での承認は示せなかつた。承認のない使用慣行は認められず、提示された特許状には反逆犯に関する聖域特権について明示の記事がなかつた。かくして一四八七年カラムは反逆犯についての聖域特権はないと判断され、スター⁽²⁵⁾フォードは処刑されたのである。

そして一四八七年にヘンリー七世は星室厅裁判所(Court of Star Chamber)を整備、強化して、秩序の回復を図つた。また一四八八～八九年には、聖職者であると主張した重罪犯人は烙印を押されるべきである」と、もし二度目もそう主張し、実際に聖職者についていることを証明できなければ、烙印を拒否できないと規定した。

ヘンリー八世になると、イングランドはますますローマ・カトリックから分離していく。これはイギリスにおける反聖職者の自由の精神を示している。⁽²⁶⁾広い分野にわたる法律の行使が教会の手に委ねられ、しかも教会はイ

ギリストではないローマ教皇の支配下にあることがその精神を生み出していたのである。また教会が多くの富を有し、修道院が世俗の領主と同様の大土地を所有していたことも影響している。つまりローマ教皇の搾取が聖職者を通して一般の民衆にまで及んでいたのである。このような事

アジールと中世イングランドの聖域について

態からも、宗教改革は当然の結果と言えよう。ローマから

(25)

の分離議会である宗教革新議会が一五二九年～一五三六年の間に、ヘンリー八世により八回開かれ様々な法令を議決した。その結果、英國国教会(Anglican Church)は完全にローマから離脱したが、新教として宗教が国王の支配下へ置かれた。ヘンリー八世はこのとによる国民の動搖を鎮めるために、ローマ派教会、修道院の土地や財産を没収して安く分与した。修道院の解散については、恩寵の巡礼にて代表されるように反対する動きも大きかつたが、かつてに類を見ない大規模なもので、説得による自発的解散が進められ、一五三九年の大修道院解散法の成立以前に、全て解散させられていた。⁽²⁶⁾次に主なヘンリー八世の法令と事件を年代順に挙げ、英國国教会の成立と共にいかにして聖域が廃止されていったのかといふことについて述べる。

一五一二年 4 Hen. VIII. c. 2

束の間の条例で、次の議会までしが存続しなかつた。主教と司祭と執事を除く人々で、「故意の」いかなる教会、教會堂、あるいは神聖な場所における殺人あるいは重罪を犯した者、または、いかなる「王の公道で」あるいは「家の中のどんな人物をも」殺した者あるいは盜んだ者から聖職

者の特権を取り除いた。

「管轄権外の州における聖域の請願の審理の仕方。……もし今後、管轄権外で糾弾によるいかなる殺人犯や重罪犯人も、殺人や重罪で教会や教会墓地あるいは同様な特権を持つ他の場所へ行くことを主張したにもかかわらず、彼の意思に反してそこから連れ出された場合は、そのときは、王のために王の代理人あるいは他の者が、前記の非常に糾弾されている殺人犯あるいは重罪犯をその州の中で逮捕せずに連れ出し、彼が非常に糾弾されているといふことを示しあるいは主張する、そして審理によって審問される例の臣服の義務と行為は、その管轄権外の州の中で前記の殺人あるいは重罪を審問すべきであり、そして前記の殺人犯あるいは重罪犯が、前記の犯罪を行わなかつたにもかかわらず行われたかのように糾弾されているその前記の管轄権外の場所の司法に先だって審問されるべきである。そしてその審理によって前記の殺人犯あるいは重罪犯が前述のようになその州へ連れてこられたということがわかつたなら、そのときは彼はそのような管轄権外の州で教会や教会墓地あるいは特権を与えられている他の場所から連れ出されたために、彼によつて主張されている事柄の利益あるいは特権

を持つことなどがだめなこと」⁽³⁾

一五一年　Savage (Sir Jhon) 事件

王座裁判所で裁判された有名な事例。グロスター (Gloucester) の治安判事ベンセフォート (John Pauncefote) が法庭に赴く途中で殺害されたが、主犯とされるサヴェジ (John Savage) は、近くの聖域に逃げ込んだ。判事の未亡人 (Bridget Pauncefote) が夫の死について殺害者を私訴した。サヴェジは逮捕されたが、投獄される前四一日間聖ヨハネ修道院 (Priory of St. John) の特別聖域たるクラーケンウェル (Clarkenwell) において、そいからロンドン塔へ強制的に移されたと、自らは無罪であるだけでなく、聖域侵犯行為があつたことを主張し、その特権の時効取得、教皇大勅書、諸国王とりわけヘンリー八世自身の確認および裁判所による承認の援用を申し立てた。この事件の結果は、非常に奇妙であるが、一五二〇年に被私訴人は聖域の主張を撤回し、謀殺をも認め、私訴人は訴えを取り下げ、被私訴人がその後に恩赦を受けたのである。しかし大巡察官のフィニュー (John Fineux) は、特別聖域は聖ヨハネ修道院の聖域が、一般的の聖域と同様四〇日間しか認められないという考えを示した。そしてヘンリー八世は、かつて

聖域を作った王や教皇達は創設する際に意図的に犯罪を犯した者達のために役立つとは考へていなかつたであらうし、当初はそのように用ひられていなかつたと信ずる。それ故、濫用を改革すぐめぐらしめた。

一五二九年

21 Hen. VIII, c. 2

かひなる制限が加えられた。聖域の特権を享受し、退国宣誓をする全ての重罪犯人と殺人犯は、告白の直後か⁽¹²⁾退國宣誓の前だ、そのかひが誰にじゅくわかるよろに、右手の親指に熱い鉄で退國宣誓者 (abjurer) の "A" の文字の烙印を押され、ロロナ一が示した日に聖域から旅立つことを拒めば、彼は聖域の全ての特権を失うことになつた。⁽¹³⁾

一五三〇～一年

22 Hen. VIII, c. 14

退國宣誓を廃止するかひにより、聖域の法を完全に改革した。序文に退國宣誓を廃止する理由が列挙されてゐる。

すなわち、退國宣誓者の多くは熟練した水夫、戦争時や領土を守る際に有能な人材、工術の訓練や実戦を外国人に教えられる訓練された工術家であり、これらの流刑は四等級のものであるが、商品の知識やこの領土の秘密を明らかにし、じゆかが少なからぬ損害や損傷を受ける。その後ロロナ一は退國宣誓を望む者に、船出のための港を指定するの

ではなく、領土内に聖域を指定する」となり、その希望者は従わなければ死の罰を加えると命じられ、そんじ留まつて天寿を全うするこゝになつた。そして彼らはそこで新しい重罪を犯すと、聖域の全ての特権を失い、監獄に入れられた。⁽¹⁴⁾

一五三一～一年

23 Hen. VIII, c. 1 聖職者の特権の剝奪に関する法令

全ての軽叛逆罪を犯した者、または殺意を持つての故意殺、またはいかなる教会、教堂、他の神聖な場所での強盗、夜盗、公道の強盗、または住宅を故意に焼いたり穀物の種子のあるといろを焼いてしまつた者は、彼の主教や司祭や執事というような聖職を失うことと規定してゐる。法令が一八一七年に廃止されるまで特別な罪から特権は取り除かれていた。

一五三三年

24 Hen. VIII, c. 12 上告禁止令 (Act on Restraint of Appeals)

司法の領域における国王至上権力を確立したもの。眞の目的は、国内の問題をカントタブリ大司教の法廷を越えて直接ローマ教皇に上告するのを禁止する」とやつた。その根拠は、イングランドが昔から empire であったことによる

めのボヤー。
(22)

一五三四年

25 Hen. VIII, c. 16 聖職任命令

主教任命に關して教皇の干涉、特免権を禁止したもの。

一五三四年

25 Hen. VIII, c. 19 聖職者服従令

(Act of Submission of the Clergy)
聖職者はローマ教皇ではなく国王の主権に服従する、つまり教会の國家から独立した立法権の放棄を規定したもの。

一五三四年

26 Hen. VIII, c. 1 首長令 (Act of Supremacy)

国王は英國国教会唯一最高の首長であり、全ての誰りや異教や濫用を改革、是正する権利を有していると規定した。ローマ教皇の主権を否認し、カトリック教会と絶縁した。宗教改革 (Reformation) の開始といふよりは、ローマ教皇への政治的な対抗だ、これまでの事態の当然の帰結と謂えよ。

一五三四年

26 Hen. VIII, c. 13

反逆者（特に大逆罪）は聖域の全ての特権の適用がないとした。そして聖域の形骸（Stafford 事件における判決）置か換えることを行つたのだ。
(23)

一五六六年四月二〇日 殺人に關する適切な聖域について
ての報告

トマス・ウォルフ (Thomas Wolff) による、ローハンの

公文書館に現存する記録である。劍のけんかにおけるベティーナン・ストラクフ・ホール (John Stratford) による

テイラー・クレイブローク (Steven Claybrooke) によるジョン・ストラクフ・ホール (John Stratford) 濃霧事件。クレイブロークは十家組合長のリチャード・ロッカバ (Ric. Cokkes) の家に避難したが、隣人によって連れ出され、治安官ウーリアム・クーズ (Wm. Cood) によく渡された。その治安官は彼をロジャー・チャーチワリー (Roger

Charlsey) 倭のところへ連行し、そして卿はニョーガート (Newgate) へ連れて行つた。クレイブロークは逮捕者に対する故意の殺人に関しては恩恵が受けられないと書いた。あつたから、自分に対しても親切にするようだと望んだ。ある者が、足が速いのだから、チーズウェイク (Cheese-wyke) の教会へ逃げれば、彼らが来る前にまつと遠くに行けだの、なぜそしづかれたのかと彼に尋ねたといふ。もしさうしたら教会は故意の殺人を犯した自分を助けられなどあらへん答えた。そしてチャーリング・クロス (Charing Cross) まで来た時、彼はウーストワスターを

見て、あそこの教会に行けたら良かゝたのと云ふ、そして治安官は私を捕まやる前にまへすぐあそく行つてくれれば良かゝたと云つた。

一五三六年

27 Hen. VIII, c. 19

特別聖域内の避難者の管理に関する治良やれた規則（厳格な統制）を考案した。定められたバッジを着けないで外部で逮捕された場合、食事用ナイフ以外の武器を携帯していた場合、夜間に三度逮捕された場合、聖域の管理者の命令に従わなかった場合には聖域にいる特権を失ら。一五年法と同様に特権の範囲を制限し、特に聖域に籠つて犯罪を重ねるというふうな聖域の濫用を防止しようとした法令⁽¹³⁾。

一五三六年

27 Hen. VIII, c. 28 小修道院の解散

(Act for the Dissolution of the Lesser Monasteries)

軍事負担の増大は國家財政を圧迫した。国王のクロムウッド (Thomas Cromwell) が、修道院が莫大な富を有してくるべき日を付け、修道士一一人以下の小修道院は腐敗が顕著であるとして一〇〇ヶ所の施設を閉鎖し、その財産を没収した。

一五三六年

28 Hen. VIII, c. 15

反逆罪の被疑者または容疑者とされる者は全て、聖域の特権、利益から除外される。

一五三六年

恩寵の巡礼 (Pilgrimage of Grace)

宗教改革に対してカトリック信仰が根強いイングランド北部でおきた反乱。カトリックへの復帰、南から北へ中央集権を進めていたクロムウェルの罷免などを要求する。ポンテフラクト (Pontefract) での聖職者の集会は、最近の革新、つまり聖域に関する変化はカノン法に反するものとして反対する決議を行つた。次のことはまた、第二回のドンカスター (Doncaster) の集会で反乱の指導者達によつて主張されたポイントの一つである。「聖域は全ての原因に関して人を救うこと」を最大の必要としているのであるから、教会の中など四〇日間滞在する人がどうぞ」といふふうに法によりその日数は延長された (King's day が始まること)。しかし聖域を改革する法はいの年も続いて制定された。

一五三九年

31 Hen. VIII, c. 13 大修道院解散法

(Act for the Dissolution of the Great Monasteries)

修道院の所領は全て売却。一〇〇近く修道院が閉鎖、大修道院長も議会からの姿を消した。

この年、フランスではフランソワ一世によって聖域が大幅に制限された。^(通)

一五四〇年

32 Hen. VIII, c. 12

国王の権力と抵触しない非常に小心翼ひ免責権しか持たない教会と教会墓地、そしてこの法令によって指名された場所（一般聖域）をそのまま残す。聖域は今後、謀殺、強姦、夜盗、強盗、放火、あるいは神聖冒瀆の罪を犯した者とその共犯者を保護しない。特別聖域は原則として全て廃止するが、そのかわりとして全国の八つの都市の中に特別聖域を設立する。聖域の教会に関する委員会の選任、その他聖域管理の細事を定めてくる。

この法令によって指定された都市は、ウェールズ (Wales)、ウェストミンスター (Westminster)、ヘーチンプトン (Northampton)、ノーフォーク (Norwich)、ヨーク (York)、ダービー (Derby)、マン彻スター (Manchester)、ランシング (Launceston)。^(通) 二〇人以上の避難者を収容しえなかつた。もし最初の場所が満員であれば、他の場所へ宣誓者を移動させるように指示されていた。聖域避難者は毎日召集され、三日間姿を見せないと彼らの特権を失うなどなどになっていた。このような選ばれた都市は、当然予

想されたように、責任と悪評を押しつけられたために決して高く評価されず、多くの抗議書が議会に届いた。^(通)

一五四一年

33 Hen. VIII, C. 15 Manchester→chester→stafford くの都市の代理

マン彻スターからチャーチスター (chester) へ聖域を移動させる。この法令の序文で、宗教的な指図と禁止を除けば、クロムウェルの政策は完全に失敗であつたことが示されている。「マン彻スターの住民は手織物を嗜み、多くの職人を雇つてゐる。それ故、アイルランド (Ireland) やその他の地域から、外来者が織物を作るための必需品を売りに非常に数多くやって来る。亞麻の織糸は漂白するために半年の間外出しておかねばならないし、毛織物はできあがり前に染めるために吊るしておかねばならない。多くの外来者が木綿を売ろうと持つてくる。それに対して聖域避難者は悪い例として怠惰に暮らし、他人をそのような生活に誘い、主人の品物を浪費する。それにより、泥棒と重罪になる犯行が増加した。今では前記のアイルランド人やその他の人は引き揚げてしまふ」町は完全に衰退した。マン彻スターは城壁に囲まれていないので、夜に逃げ出す聖域避難者が後を断たず、そしてここには物事を規定す

る適當な役人も監獄もない。」 チェスターの権力者は申し出を首尾よく、素早く断つた。条例は、もし国王がチェスターは聖域として不適当であるとわかれれば、やらなる立法なしに他の場所へ代えると規定していたため、一五四二年五月三〇日、宣言の中で次のように述べた。「チエスターはウェールズに近接しており、近くに海があるので、犯罪人はスコットランド、アイルランド、その他の地域へ逃げ出すことが可能である。それ故、国王は聖域をスタフォードへ移動する。そしてマンチエスターの治安官は、聖域避難者をスタフォードへ運び、そして契約書により執行吏へ引き渡すことを命ず。」 ほんの特別に都市を指定するといふことは、イングランドの聖域の歴史の中でも奇妙な段階と言え、もちろん長続きせず、退国宣誓と共に廃止されてしまった。⁽¹⁾

こうしてヘンリー八世は、ほとんどの聖域を廃止してしまった。次の国王エドワード六世 (Edward: 在位一五四五三年) は、英國国教会のプロテスタンティズム化を促進し、聖職者の利益として聖域の特権を復活させたが、聖域の改革に関する立法は一つだけで、馬を盗んだ者は、聖域の特権から除外するという新たな制約が課せられてい

⁽¹⁾

次の国王、メアリー一世 (Mary: 在位一五五三～五八年) は、英國国教会をカトリックに戻し、これまでの改革立法を廢止、教皇権を再確認した。その一環として特別聖域の部分的な再確立を行つた。次のエリザベス一世 (Elizabeth: 在位一五五八～一六〇三年) は、国内の宗教的分裂の抑制を最優先とした。カトリックとプロテstantの中道を行くように、一五五九年に首長令と礼拝統一法を改めて制定し、外國勢力の及ばない、教会の最高統治者は英國国王であるとする国教会を確立した。そして特別聖域の廃止を行つた。ジェームズ一世 (James: 在位一六〇三～一五年) は王権神受説をありかね、国教会との一体化を強め、一六二五年に聖域を廃止した。そしてジョージ一世 (George: 在位一七一四～一七年) により一七一二年と二四年に廃止の再確認がなされ、イングランドの聖域は完全に消滅したのである。⁽²⁾

以上が教会と国王の権威の対立から見た、聖域 (アジール) の変遷である。

- (1) Encyclopedia of Americana, 参照。
- (2) Holdsworth, op. cit., p. 303.

- (3) Holdsworth, op. cit., p. 303.
- (4) リス史』有斐閣選書 一九八九年と、小嶋潤『ヤギリス教会史』刀水書房 一九八八年を参照。
- (5) ブルファインチ 野上弥生子訳『ギリシア・ローマ神話』岩波文庫 一九八九年、四四四頁。林、前掲、四七頁を参照。
- (6) タキトゥス 泉井久之助訳註『ゲルマニア』岩波文庫 一九八八年、五九頁。Pegge, op. cit., pp. 16ff.
- (7) タキトゥス、前掲、五九頁を参照。
- (8) 東方系の修道院は、文化から離れ、孤高の禁欲的隠遁生活¹³すなわち隠遁・禁欲・単行、瞑想を特徴とし、西方系の修道院は文化的・異教的な雰囲気を押し返す実践的で積極的な力をもつており、貞潔・清貧・服従の生活を特徴とする。
- (9) Trenholme, op. cit., p. 10.
- (10) ハーベー 小山貞夫訳『イングランド法制史概説』創文社 一九七五年、四八二頁を参照。
- (11) 小山貞夫『イングランドの法の形成と近代的変容』創文社 一九八三年、一一九頁(以下『近代的変容』と略記)、小山貞夫『中世イギリスの地方行政』創文社 一九六八年、一六七頁(以下『地方行政』と略記)を参照。Cox, Mediaeval E., p. 6.
- (12) Holdsworth, op. cit., p. 281; 小山『近代的変容』116f.
- (13) ベーカー、前掲、四八二頁を参照。
- (14) 存在を主張するのは Evelyn Pegge が「カーネルズ地方において聖域(sanctuary)を標するがキリスト教布教以前に存在していたから」と耳にしただけではない。上述トマス・Pegge, op. cit., p. 16; 周部、前掲、一四二頁以下によると、ヘンリー(Hen-sler)が「神聖で平和な領域に踏み込んだ者は神聖なものに捉えられ、より高次の保護を受けた」とアシールの存在を認めている。
- カーネルズ地方のアシールは、キリスト教布教後は当然存在していた。カーネルズにおける noddy へんなな神聖な場所を意味する nwydd は「聖域に逃亡する行為のことを意味」した。これはアイルランドの snádud へんなバーナーの文化を起源とするものである。Huw Price, Ecclesiastical Sanctuary in Thirteenth-Century Welsh Law, The Journal of Legal History, vol. 5, December 1984, No. 3.
- (15) Pegge, op. cit., pp. 16ff.
- (16) Pegge, op. cit., p. 18f.
- (17) Trenholme, op. cit., p. 11; Cox, Yorkshire, p. 279; Cox, Mediaeval E. p. 5f.
- (18) Trenholme, op. cit., p. 12f.; Cox, Mediaeval E., p. 6f.
- タヒマヤシは難しうるやう者は夜でもおまね。

- ど、教会廟の間隔どある礼拝室のシートをハシタヤル。」
「はなへトシだ。やういの禮拝室は礼拝堂の鐘をたまひ、
誰かが聖域に迷ひ込んだら、ハハハハ笑ひやう。修道
院長は、避難者と、聖カスパーの十字架と呼ばれる
黄色の十字架を左肩につけた黒いガウンを着てから命
じ、やつて避難者は祭壇のそばの鉄格子の舟に沿お
どだへてせたひだらうだ。Pegge, op. cit., p. 30.
- (12) Trenholme, op. cit., p. 12; Cox, op. cit., p. 7; | 聖
マリーア・カヌー母。Pegge, op. cit., p. 19.
- (20) 初期の聖母川田園の保護者としての聖母の御誕生
した。Trenholme, op. cit., p. 13.
- (21) Trenholme, op. cit., p. 13; Cox, op. cit., p. 7.
- (22) Pegge, op. cit., p. 20; Trenholme, op. cit., p. 14;
Cox, op. cit., p. 7f.
- (23) Pegge, op. cit., p. 21; Trenholme op. cit., p. 14f.
- (24) Cox, op. cit., p. 8; Trenholme, op. cit., p. 15f.
- (25) Pegge, op. cit., p. 23f.
- (26) Cox, op. cit., p. 8; Trenholme, op. cit., p. 16f.
- (27) Cox, op. cit., p. 9; Trenholme, op. cit., p. 16f.
- (28) Cox, op. cit., p. 9; Cox, Yorkshire, p. 279; Tren-
holme, op. cit., p. 18.
- (29) Cox, Mediaeval E., p. 9.
- (30) Cox, ibid., p. 10.
- (31) Cox, ibid., p. 10.
- (32) Cox, ibid., p. 10; Cox, Yorkshire, p. 279f.
- (33) Cox, Mediaeval E., p. 12f.
- (34) Holdsworth, op. cit., p. 303f.
- (35) Holdsworth, op. cit., p. 303f.
- (36) Cox, op. cit., p. 11.
- (37) Holdsworth, op. cit., p. 304.
- (38) 聖羅ダ、小口『聖方行政』第一編廿三ハハクハム
セリナト一を参照。
- (39) 小口『聖方行政』一丸一頁を参照。
- (40) Cox, op. cit., p. 32.
- (41) 小口、『聖羅』一十〇頁を参照。
- (42) Cox, op. cit., p. 16f.
- (43) Cox, op. cit., p. 11f.
- (44) 小口『時代的変容』一一〇頁を参照。
- (45) 小口『聖方行政』一四二頁を参照。
- (46) Cox, op. cit., p. 10.
- (47) 小口『時代的変容』一一一頁、小口『地方行政』一
六七頁以下を参照。
- (48) F. W. メイユーランズ、小口『聖大詔』『マングルハム
憲法史』創文社、一九四一年、一四八頁以下によれば
felony は、ハハハ語を起源とし、卑劣とした意味
を持つ。ハハハーは、一世の統治の頃は、死刑に
値する、全犯罪中最極悪の犯罪たる由の領主の背
信や裏切りを意味していた。一一世紀末になると、特
別の意味を失い広い意味で使われ、私訴される事件はこ
じやも重罪としてなされたのである。

- (49) Cox, op. cit., p. 12f.

(50) ハヨ' 福螺' | カナヘシセラヒ。

(51) ハヨ' 福螺' | カナヘシセラヒ。

(52) Cox, op. cit., p. 14.

(53) Cox, op. cit., p. 13.; Cox, Yorkshire, p. 281.

(54) Cox, Yorkshire, p. 281.

(55) ハヨ' 福螺' | カナヘシセラヒ。

(56) Wallie, c. 5, Statutes of the Realm; printed by command of His Majesty King George the Third, in pursuance of an address of the House of Commons of Great Britain. Dobbs Ferry, N.Y., Trans-Media, a member of the Oceana, 1972, vol. 1, p. 59 (ハヨ' Stat. Realm ハセリ) シテ参照。ハセリ實事上記トヒツアリ。

(57) 稲田大輔の出鱗研究所の協力も聴だ。

(58) ハヨ' 福螺' | ハセリ實事上記。Cox, Mediaeval E., p. 29.

(59) Cox, ibid., pp. 25ff.

(60) Cox, ibid., p. 28; Cox, Yorkshire, p. 289.

(61) Cox, Mediaeval E. p. 26; Cox, Yorkshire, p. 289.

(62) Cox, ibid., p. 291.

(63) Cox, ibid., p. 289.

(64) Cox, op. cit., p. 290; Cox, Mediaeval E., p. 29.

(65) Cox, ibid., p. 30.

(66) Cox, ibid., p. 31.

(67) Cox, Yorkshire, p. 280; J.R. Tanner, Tudor Constitutional Documents A.D. 1485-1603 with an historical commentary, Cambridge at the University Press, 2nd ed., 1951, p. 15.

(68) ハヨ' 福螺' | ハセリ實事上記。

(69) 9 Edw. II Stat. 1. Articuli Cleri, c. 15, Stat. Realm, vol. 1, p. 173; Cox, Mediaeval E., p. 27f.; Cox, Yorkshire, p. 281f.; ハヨ' 『英王室法』 | ハセリ實事上記。

(70) ハセリ實事上記。Holdsworth, op. cit., p. 294.

(71) Pegge, op. cit., p. 14.

(72) ハセリ實事上記。

(73) ハセリ 福螺' | ハセリ實事上記。

(74) 25 Edw. III. st. 3c. 4, Stat. Realm, vol. 1, p. 319; Holdsworth, op. cit., p. 297; ハセリ' 福螺' | ハセリ

(75) 4 Hen. VII, c. 13, Stat. Realm, vol. 2, p. 538; Sir J. F. Stephen, A History of the Criminal Law of England, vol. 1, Burt Franklin, N.Y., 1973, p. 462; ハセリ

(76) ハヨ' 福螺' | ハセリ實事上記。

(77) ハヨ' 福螺' | ハセリ實事上記。

- (111) Cox, ibid., p. 295.
- (112) Cox, ibid., p. 295.
- (113) Cox, ibid., p. 295.
- (114) Cox, ibid., p. 295.
- (115) Cox, ibid., p. 295f.
- (116) Cox, ibid., p. 296.
- (117) Cox, ibid., p. 296.
- (118) Cox, ibid., p. 296f.
- (119) Cox, ibid., p. 281.
- (120) Cox, ibid., p. 287; Cox, Medieval E. p. 277.
- (121) 'フリーダム' 福地' 国王の領地の免罪権。
- (122) 'フリーダム' 福地' 国王の領地の免罪権。
- (123) Trenholme, op. cit., p. 83; Cox, Medieval E. p. 319f.
- (124) Tanner, op. cit., p. 15.
- (125) 'フリーダム' 福地' 国王の領地の免罪権。 Tanner, op. cit.
- p. 15; E. W. Ives, Crime, Sanctuary, and Royal Authority under Henry VIII: The Exemplary Sufferings of the Savage Family, in On the Laws and Customs of England, Essays in Honor of Samuel E. Thorne, ed. by Morris S. Arnold, Thomas A. Green, Sally A. Scully, and Stephen D. White, 1981, pp. 297ff.
- (§§) 4 Hen. VII, c. 13, Stat. Realm, vol. 2, p. 533; Tanner, op. cit., p. 14.
- (127) 'フリーダム' 福地' 国王の領地の免罪権。
- (128) 'フリーダム' 福地' 前掲' 八国領地の免罪権。
- (129) 'フリーダム' 福地' 長門領地の免罪権。
- (130) 4 Hen. VIII, c. 2, Stat. Realm, vol. 3, p. 49; Cox, op. cit., p. 320f.; Cox, Yorkshire, p. 297; Tanner, op. cit., p. 14; Stephen, op. cit., p. 464.
- (131) 'フリーダム' 福地' 国王の領地の免罪権' Ives, op. cit., pp. 297ff.
- (132) 'フリーダム' 福地' 国王の領地の免罪権' Ives, op. cit., p. 15; Holdsworth, op. cit., p. 306; Trenholme, op. cit., p. 29; Pegge, op. cit., p. 35; 'フリーダム' 国王の領地の免罪権。
- (133) 21 Hen. VIII, c. 2, Stat. Realm, vol. 3, p. 284; Cox, Medieval E. p. 321; Cox, Yorkshire, p. 297; Tanner, op. cit., p. 15; Holdsworth, op. cit., p. 306; Trenholme, op. cit., p. 29; Pegge, op. cit., p. 35; 'フリーダム' 国王の領地の免罪権。
- (134) 22 Hen. VIII, c. 14, Stat. realm, vol. 3, pp. 332ff.; Cox, Medieval E., p. 321; Cox, Yorkshire, p. 297; Tanner, op. cit., p. 29; Holdsworth, op. cit., p. 306; Trenholme, op. cit., p. 29.
- (135) 23 Hen. VIII, c. 1, Stat. Realm, vol. 3 pp. 362ff.; Holdsworth, op. cit., p. 299; Stephen, op. cit., p. 464f.; Tanner, op. cit., p. 14f.; 'フリーダム' 国王の領地の免罪権。
- (136) 24 Hen. VIII, c. 12, Stat. Realm, vol. 3, p. 427f.; Tanner, op. cit., pp. 40ff.
- (137) 25 Hen. VIII, c. 16, Stat. Realm, vol. 3, p. 457.

- (13) 25 Hen. VIII, c. 19, Stat. Realm, vol. 3, p. 439; Tanner, op. cit., pp. 22ff.

(14) 26 Hen. VIII, c. 1, Stat. Realm, vol. 3, p. 492f.; Tanner, op. cit., pp. 46ff.

(15) 韋^三・今井^驛 福^驛 ヘナリ^{シテ}參^照。 Cox, op. cit., p. 326.

(16) 26 Hen. VIII, c. 13, s. 2, Stat. Realm, vol. 3, pp. 509; Tanner, op. cit., p. 16; Cox, Medieval E. p. 322; Pegge, op. cit., p. 43.

(17) Cox, op. cit., p. 322f.

(18) 27 Hen. VIII, c. 19 Stat. Realm, vol. 3, p. 551; Tanner, op. cit., p. 16; Holdsworth, op. cit., p. 306; 韋^三、福^驛 ヘナリ^{シテ}參^照。

(19) 27 Hen. VIII, c. 28, Stat. Realm, vol. 3, pp. 575ff.; Tanner, op. cit., p. 58f.; 韋^三・今井^驛 福^驛 ヘナリ^{シテ}參^照。

(20) 28 Hen. VIII, c. 15, Stat. Realm, vol. 3, p. 671; Stephen, op. cit., p. 465.

(21) 韋^三・今井^驛 福^驛 ヘナリ^{シテ}參^照。 Cox, op. cit., p. 323ff; Cox, Yorkshire, p. 297; Knowl^ド福^驛の記述^を参考^{せよ}。 Cox, Medieval E. p. 324f.

(22) 31 Hen. VIII, c. 13, pp. 733ff.; Tanner, op. cit., p. 63.

(23) Holdsworth, op. cit., p. 307; Trenholme, op. cit., p. 93.

(24) Cox, op. cit., p. 326; Pegge, op. cit., p. 40.

(25) 32 Hen. VIII c. 12, Stat. Realm, vol. 3, pp. 756ff.; Cox, op. cit., p. 326.

(26) 1 Edw. VI. c. 12, Stat. Realm, vol. 4, pp. 18ff; Holdsworth, op. cit., p. 307.

(27) 2&3 Edw. VI. c. 33, Stat. Realm, vol. 4. p. 74; Cox, op. cit., p. 328.

(28) Cox, op. cit., p. 328.

(29) Cox, op. cit., p. 328; もだにナナリ^{シテ}の 18 Eliz. c. 7, (Stat. Realm, vol. 4 p. 617) ド^リ福^驛の記述^を参考^{せよ}。

(30) 21 Jac. I. c. 28, ss6&7, Stat. Realm, vol. 4, Pt. II, pp. 1237ff.; ド^リ一^ル福^驛 因^ヘナリ^{シテ}參^照。 Cox, op. cit., p. 329

(31) 韋^三・今井^驛 福^驛 ナリ^{シテ}參^照。

第三章 あらわし 一章目の一^ル方トハーネの行方

第三章 まとめ 一世俗のアジールと アジールの行方

日本における少数のアジール研究の中で、阿部謹也氏はその著書『歴史と叙述』でドイツ中世後期におけるアジー
ルについて研究し、*（ンスラー* (Ortwin Hessler) の研究

を紹介している。その一部を抜粋する。

「ヘンスラーはアジール法を『一人の人間が特定の空間、時間などとかかわることによって、持続的にあるいは一時に不可侵な存在となるその拘束的な形態』としてとらえ、それは社会と法の構造、宗教と道德などの精神的あり方によって、(1)神聖で、呪術的な局面、(2)実利的局面、(3)変質と終末の局面においてあらわれるとみている。」⁽¹⁾

つまり、原始社会における呪術的な意味での神聖な場所としての存在から、次第に世俗的な権威を強めてきた国家が強制的に法を施行する場合の逃避場所としての存在へと変質していると述べられている。阿部氏はヘンスラーの基本的な見解については異論を述べないが、アジールを普遍的现象として捉えようとしている点に疑問を持ち、個々の時代と地域におけるアジールの問題を扱う仕方には異なるやり方があるはずとして、その立場からドイツ中世後期のアジールを研究している。それによるとやはりキリスト教は大きな役割を果たしているが、その他に世俗のアジー

ルの存在が述べられている。⁽³⁾教会のアジールについては前章で述べたので、一般民衆の間で認められている世俗のアジールとはどのようなものであるのか、氏の著作を簡単に紹介してみたい。

〔世俗のアジール〕

世俗のアジールとして最も一般的なものが家のアジールである。⁽⁴⁾ハーブルクやベルンの都市法では、家の平和はより狭で囲んだだけでも保護されたとあり、その理念の強さを物語っている。オーゼンブリュッゲン(Oesenbrüggen)は、「もし誰かが他の者と不和になつたときには彼の家が保護を与えるところとして彼を受け容れ、追求者の手をのがれてゆっくり横になれる場となる。司直から攻撃をうけたときには自分の家に戻り、そこでは近代国家の下では不可能になっているか、最小限度に狭められている安全を享受しうる。」⁽⁵⁾としている。オデュッセウスがバイエーケスの王宮で、王の助けによって本国へ帰れるよう嘆願する際に、囲炉裏の中へ座り込んだというものがある。先史時代のギリシア人は、家屋の中心をなす広間に火を置いていたと考えられる。ここは家中で最も神聖で重要な場所とさ

れていた。神聖な場を侵害すると神罰が下るとされ、その結果、そこに絶る者は神の庇護の下にあるから、みだりに犯してはならないと神聖視されていたのである。⁽⁶⁾

また、共住修士制の修道院は共住生活を送り、この共同体は家族であると解釈されていた。修道院長の語源となつた Abba は、ヘブライ語で父を意味する言葉である。⁽⁷⁾ このことからも、修道院はアジールとみなされていたのではないか。

ところで「家」は、「支配権を基盤とする組織、垣根で仕切られた確固たる統一体」と定義でくる。そして独立した治安上、法律上の領域であり、公私の境界があった。家長のみがムント (Munt: 保護支配権) を持ち、家族成員全体に対しこれを行使する権限を保障させていた。国王は家長の権力に制限を加えられず、家や氏族の争いで、家長が国王の調停を求めた場合にのみ、介入が可能であった。家長は、今日の国家に比肩しうる各種機能を行使しており、このことより中世の王権は拡張された家長権とみなされているのである。⁽⁸⁾

阿部氏の研究によれば、家が逃亡者を保護しうる期間として六週間と三日が一般的である。これは裁判に出頭しな

い逃亡者達に与えられている一四日毎の三回の裁判期間と対応したものであり、リヒテンシュタイン市 (トッケンブルク) では一四〇〇年に定められた。ここでは家から左手でハンマーを投げて届く範囲内ならば保護が与えられるとしている。バーゼル市では全ての市民の家は本来逃亡者を保護する権利を持つているとされていた。一三九五年に制約が加えられるまで、一三三九年の法令においても市民の家は教会、司教座聖堂参事会員の家、聖職者と騎士の家と並んで高次の平和を享受しうるとされていた。

居酒屋、旅籠は少し異なる。その家族には当然に家の平和が認められているが、その平和はそのままの形では客に及ばないとされている。バーゼル市では一四一三年に市民の家と旅籠を区別し、負債者は家の中では逮捕できないが、旅籠や居酒屋でならば逮捕できると定めている。ところが、権力者と庶民の思想は食い違い、庶民は平和領域も自由領域とみなしていたことから、その主人や司直の判断によつて結局は同様のアジールが認められていたようである。

次に領主館と裁判集会の場のアジールについて述べる。⁽¹²⁾ 領主は元来アジール権を内包するイムニテートを持ってい

たため、たとえ領主に自分の領域内への逃亡者を裁判所に引き渡す義務があったとしても、保護期間を与えることができた。

館へ逃げ込むゆとりがない時は帽子、石、鍬等を投げ入れ「ここで自由だ」と叫べば場内にいるのと同様に安全であるとされた記録⁽¹³⁾、館の戸が閉じていたら、戸の引手の輪または戸の前の石に触れば教会の中にいるのと同様に自由であるという記録も存在する。⁽¹⁴⁾

領主館のアジールも次第に制限が加えられるようになつた。かつては保護期間に制限はなかったのであるが、新しい特許状や判告録にはほとんど例外なく六週間と三日と定められていた。しかしこの期間後にも、いつたんその領域を三五歩程度離れてから戻されば、すなわち離れている間に逮捕されなければ、再びその保護期間が始まるとされていた。⁽¹⁵⁾

都市もアジールが認められていた。⁽¹⁶⁾ 都市は家の延長として平和領域であり、その平和がアジール権を含むことは、都市がイムニテート領域である限りにおいて当然とするべきである。にもかかわらず、多くの国王や諸侯が都市にアジール権を与えたとする文書が残されている。このことに

ついて阿部氏の見解を引用する。

「皇帝や諸侯は教会のアジール権の主張に対してもそれを制限する方向で自らアジール権の承認権を掌握しようとしてきた。このような皇帝や諸侯の教会政策における努力が対都市政策にも及んでいたとみることができるだろう。アジール権は皇帝の特許状によってのみ与えられるものだということを、あらゆる機会に示そうとしたのである。」また都市も「特許状を手に入れることによって人口増加や繁栄の可能性を増大せしめることができるという見通しがあった。血縁者による復讐の横行していた時代において民衆の間の秩序を支えていたのがアジールであったとすれば、それを掌握することが支配者の緊急の必要事であったのである。」⁽¹⁷⁾

その他にアジールを認められているものがある。水車小屋、鍛冶屋、共同浴場、肉屋台、塩商、両替商、穀物貯蔵場、葡萄畠、犁、堤防、渡し船、鉱山等が公の場であり、常に開放されていることから特別平和領域に指定されている。支配者はこれらの場所におけるアジールを否定し

ようとしたが、國家が確立していない時代において法も整つてはおらず、民衆は古来からの慣習に立脚して生活せざるを得ないので、これらの定められた平和領域は支配者(2)の意図に反して自由領域として受け入れられてしまったのである。

〔将来への展望〕

以上様々なアジールについて述べてきた。阿部氏はその著作の最後で、アジールの制度について以下のようまとめている。すなわち、アジールは近代国家における裁判や

警察権のような実力の裏付けなしに機能している点に注目し、アジールは人々の間の相互の了解のもとに、初めてその意味をもちえたとしている。家ならば戸一枚、または紐一本はりめぐらせば成立したため、物理的には何の障害もないに侵害することが可能であった。にもかかわらず、この制度が成立していたということは、人間関係のやさしさ(22)といふものがあらわれであり、それ故、人々の生活の中で大きな役割を果たしていたのである。

この見解に異論はないが、あえて自分の意見を述べるとすれば次のようになる。人間は組織に従属して生活している。人間を組織化している秩序は、國家権力により裏付けられる法規範だけではない。他人の様々な権利を侵害しないのは、國家が強制執行する制裁を恐れているためではないのである。制度の第一段階といえるインフォーマルなシステム、習俗、道徳、宗教等。このように全く公的な権力に裏付けられていないものが、人間関係に関わり、様々な秩序や強制を伴う規範を生み出すのである。⁽²³⁾そしてその組織の規範に違反する者は、その構成員との関係を断ち切らざるを得なくなり、やがてそこから排斥されてしまうのである。⁽²⁴⁾

中世は國家が未発達、弱体故に、家族または部族単位、都市単位という現代と比較すると非常に小さい組織が、同等の権力を持ち並立していた。各々は孤立し、各々の規範によって運営されていた。もちろんそれらの組織は相互に交流があり、そのような場合には双方の安全を保証する必要から習俗や宗教に基づく規範が生じたのである。アジールはその一つとして存在していた。法あるいは規範は人々の生活習慣や文化の変化につれて変形していくものである。アジールも中央集権化を進めていく時代において、地方自治的な要素を持つものとして排斥され、ついには消滅

してしまうのである。それ故、国家が確立し法が整備された現代において異質な制度としてその存在が注目されてしまうのであろう。

人々の承認によつて成立していたアジールは、現代のように多様な価値観が併存する社会の中では存在できなくなつてゐると言えよう。民主的な国家においては、国家権力の裏付けにより法が制定されても、人々の承認がなければその法は機能しない。人々の承認さえあれば、ある事柄は規範として充分機能するが、地理的にも拡大している現代においては何らかの公権力の裏付けがない限りは、同一の価値観を持つことは不可能になつてゐるのである。もちろん法が全てを規定できるわけではないから、慣習による社会的制裁も一種の規範として機能するが、社会通念と言われているものでさえ、集団幻想、イメージが形成していくものに過ぎず、一枚岩のような確固たる存在ではないのである。⁽²⁵⁾

そして、現代においてある程度同一の価値観を持つためには、宗教、特に世界中に広まつたキリスト教が未だ大きな役割を果たしているのである。

パナマのノリエガ将軍がヴァチカン大使館へ逃亡した事

件については前述したが、ここで再びその事件に触れてみたい。アメリカのブッシュ政権は、パナマの最高実力者マヌエル・ノリエガ将軍の身柄拘束等を名目に一九八九年一二月二〇日パナマに軍事介入。同国軍と激しい銃撃戦を行つた。そして同月二十四日、独裁的なノリエガ将軍は失脚した。パナマは二一年間にわたる軍主導の政治体制が崩壊し、米国の支援で発足したエンダラ政権が誕生。将軍はヴァチカンに対し政治亡命を申請した。米国は将軍の身柄引渡しを要求したがヴァチカンは拒否、米外務省とヴァチ

カンの間で交渉が行わることになった。ヴァチカン大使館は、外交権限を持ち治外法権であると同時に、カトリック国パナマにおいて国民の尊厳を集める場所であり、駆け込み寺的な「聖域」として機能し、米軍も迂闊に手出しができない場所となつていて。米国は世界的な影響を持つカトリック教会を相手に交渉を行うという困難な問題を抱え、ヴァチカンとしても将軍の亡命要請を拒否して身柄を米国に引き渡せば、迷える子羊を救うというキリスト教の精神に反することになり、また亡命を受け入れれば教皇が最近厳しく非難している麻薬取引の犯罪者を保護すること

になるなど苦しい立場に立たされた。そして二九日ヴァチカンの国務省は将軍を一時的な政治亡命者として扱うことを表明し、その保護は正義を阻む意図ではなかったと述べた。米国は将軍がヴァチカン大使館を出たら拘束すると明言していたこともあり、交渉は長引くかのように思われたが、翌一九九〇年一月四日、将軍はヴァチカン大使館から自発的に米軍当局に投降、逮捕され、直ちに身柄をマイアミの連邦地裁に移された。この間米軍は、ヴァチカン大使館の周囲を包囲し、大音量でロック・ミュージックを鳴らす等いやがらせを続け、将軍にも心理的圧力をかけてはいたが、強制的に踏み込むようなことはしなかった。しかし、一九八九年一二月二八日にパナマのキューバ大使が公邸前で米軍の一時身柄を拘束される事件が発生。そして二九日にはニカラグア大使公邸が約一時間に亘って数十人の米兵に占拠された。これは、キューバは将軍の亡命を受け入れる準備があるとしていたこと、ニカラグアは将軍潜伏の噂が流れることを理由とする米軍による強制調査である。ニカラグアのフェレイ大便是、「外交官の証明書を示して、私が大使であり、ここが外交特権を認められた公邸であることを米軍の大佐に約一時間二〇分に亘って説明し

たにもかかわらず、彼らは機関銃を四回上空に向けて発射し威嚇したうえで、公邸に侵入した」と事件の経緯を三〇日大使公邸の会見で説明したといふ。⁽²⁶⁾ このことからもわかるように、米国はヴァチカン大使館を外交権限を持つ大使館としてだけではなく、不可侵の聖域として尊重していたのである。

現在のアジールは政治的な関係も絡み複雑な様子を呈している。しかしその存在に関わるものとして重要なことは、伝統的な宗教の尊重と言える。異質に見えるアジールの制度も実は未だに存続し、受け入れられているのである。これから先も、時代の流れに伴い変質することはあっても完全に消滅することはまずないと言えるであろう。

- (1) 阿部、前掲、一三一頁を参照。
 - (2) 阿部、前掲、一三五頁以下を参照。
 - (3) 阿部、前掲、一五六頁以下を参照。
 - (4) 阿部、前掲、一五六頁以下。モンテスキュー『法の精神』上 第二部一二編二二章二七七頁。同、下 第六部二九編一〇章一八九頁、三〇編一九章三三九頁を参照。日本の場合は、網野、前掲、二四、二二五頁以下を参照。
- (5) 阿部、前掲、一五六頁以下を参照。

- (6) ホメーロス 呉茂一訳『オデュッセイア』上 岩波文庫、一九八九年、第七書二〇六頁。四〇三、四〇五頁を参照。
- (7) ゲッツ、前掲、八三頁、一一五頁を参照。
- (8) ゲッツ、前掲、四〇頁以下。林、前掲、四九頁以下を参照。
- (9) 阿部、前掲、一五八頁を参照。
- (10) 阿部、前掲、一五九頁を参照。
- (11) 平和領域 (Friedsstätte) とは、その侵害は通常の平和の侵害よりも高次のものとして厳しい罰を受ける領域のことであり、自由領域 (Freistätte) とは、そこに逃れれば犯罪者と言えども追求者の手出しを免られる領域のことである。
- (12) 阿部、前掲、一七〇頁以下を参照。
- (13) 縁切り寺へ行くために、追い縋る男の手から逃れて満徳寺の門内に草履を投げ入れた女の姿を描いた図が網野、前掲、二〇〇頁に載っている。
- (14) 教会の扉に付いているサンクチュアリー・ノッカー (Sanctuary-Knocker) に触ると聖域の特権が主張される。しかし、昔から書かれていたが、実際は教会の構内に足を踏み入れるまでは主張できなかつたと推測する。Cox, Medieval E. p. 124; サンクチュアリー・ノックの詳細は Cox, op. cit., pp. 120 ff.
- (15) 阿部、前掲、一六一頁を参照。
- (16) 阿部、前掲、一六三頁を参照。
- (17) 阿部、前掲、一五〇頁、ヴァインホルト (Weinholt) によれば。
- (18) 阿部、前掲、一六三頁以下を参照。
- (19) 阿部、前掲、一六四頁を参照。
- (20) 阿部、前掲、一六五頁以下を参照。
- (21) 阿部、前掲、一六六頁を参照。元来民衆が生活の中で宗教的に神聖としてきた家の寵の神、死者の靈、森の靈等は、支配者がキリスト教的立場から規定し直された。キリスト教の布教によって教会の建物とその前庭、水車場、鍛冶場、裁判所なども特別平和の場であるとされ始めた。しかし、支配者は中央集權的な国家を組織する際に権力が分散しないよう、平和領域を拡大しつつ自由領域 (アジール) を制限していく。そして、特別な許可によってのみアジールが認められるようになると変革していくのである。
- (22) 阿部、前掲、一六七頁以下を参照。
- (23) 矢崎光圀『日常世界の法構造』みすず書房、一九八七年、一四頁以下、2法と日常の運動—1習性、きまり、社会的ルールを参照。
- (24) ニール・リッピ 河上倫逸、M. ハーブリヒ (Manfred Hubrich) 訳『法社会学の基礎理論』みすず書房、一九八四年、4 社会的規範強制と國家的規範強制、五五頁以下を参照。
- (25) 矢崎、前掲、4 社会通念と法—2 社会通念という観念と日常世界、二五五頁、二六〇頁を参照。

(26)

朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞、東京新聞、毎

日新聞を参照。

(いそがい・けいこ) 平成元年度本学大学院修士課程修了

